

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等 新旧対照表（令和３年７月２日現在）

【募集要項】

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
1	－	用語の定義	－	指定部分 <u>本施設のうち、先だって引渡し（令和８年３月末の引渡し）を行うことを指定している東名高速道路跨道橋、造成協力地を総称している。</u>	追加
2	1	第１ 募集要項等の位置付け	<募集要項等の一覧> ・募集要項（本資料） ・別添１：要求水準書 ・別添２：審査基準書 ・別添３：様式集及び記載要領 ・別添４：支払方法説明書 ・別添５：モニタリング計画書 ・別添６：基本協定書（案） ・別添７：事業契約書（案）	<募集要項等の一覧> ・募集要項（本資料） ・別添１：要求水準書 ・別添２：審査基準書 ・別添３：様式集及び記載要領 ・別添４：支払方法説明書 ・別添５：モニタリング計画書 ・別添６：基本協定書（案） ・別添７：事業契約書（案） ・別添８：設計・施工協力協定（案）	追加
3	2	第２ ２（１）イ 周辺アクセス道路等	・市道東阿知和滝１号線（ <u>新</u> 阿知和橋～東名高速道路の区間について、幅員４mの市道として再整備を行う。）	・市道東阿知和滝１号線（阿知和 <u>新</u> 橋～東名高速道路の区間について、幅員４mの市道として再整備を行う。）	修正
4	5	第２ ８（２）事業者が実施する業務の概要	省略 ウ 維持管理業務 維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引き渡した後、分譲中の区画（土地売買契約を締結し、市からの引き渡しが無了のものを含む。）、道路、排水路、法面、調整池等	省略 ウ 維持管理業務 維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引き渡した後、分譲中の区画（土地売買契約を締結し、市からの引き渡しが無了のものを含む。）、道路、排水路、法面、調整池等	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			の維持管理を２年間行うものである。 省略 オ その他一般的事項 （ア） 協議・許認可の取得 本事業においては以下の協議及び許認可の取得（以下「許認可の取得等」という。）を予定する。許認可の取得等は、基本的に市が行い、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成を行う。 省略 ・岡崎市周辺環境に影響を及ぼす恐れのある特定事業の手続き及び実施に関する条例に基づく協議等 ・その他事業を実施するうえで必要な協議及び許認可の取得 省略 （イ） 登記事務・確定測量 最終的な確定測量は事業者が実施し、本事業に係る土地の地目変更、分筆、合筆等の登記事務は市が実施する。また、事業者は、市の実施する分筆登記事務に必要な<u>図面</u>の作成を実施する。 なお、設計に必要な外周測量の成果は、令和３年<u>５</u>月頃に貸与を予定している。	の維持管理を２年間行うものである。 <u>また、進出予定企業によるビオトープが形成されるまでの措置として、猛禽類の餌場環境の代償措置の維持管理を行う。</u> 省略 オ その他一般的事項 （ア） 協議・許認可の取得 本事業においては以下の協議及び許認可の取得（以下「許認可の取得等」という。）を予定する。許認可の取得等は、基本的に市が行い、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成<u>及び看板、チラシ等の説明会の開催に必要な準備</u>を行う。 省略 ・岡崎市周辺環境に影響を及ぼす恐れのある特定事業の手続き及び実施に関する条例に基づく協議等 ・<u>林野庁への林道廃止届</u> ・その他事業を実施するうえで必要な協議及び許認可の取得 省略 （イ） 登記事務・確定測量 最終的な確定測量は事業者が実施し、本事業に係る土地の地目変更、分筆、合筆等の登記事務は市が実施する。また、事業者は、市の実施する分筆登記事務に必要な<u>図書</u>の作成を実施する。 なお、設計に必要な外周測量の成果は、令和３年<u>７</u>月頃に貸与を予定している。	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			赤線等の整理については、市が実施中であり、令和３年度中に、法務局に地籍調査に基づく地図の備付を行う予定である。	赤線等の整理については、市が実施中であり、令和３年度中に、法務局に地籍調査に基づく地図の備付を行う予定である。	
5	7	第２ 9 （3）事業者の収入	ア 関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価 関連公共整備及び宅地造成業務に係る費用は、関連公共整備及び宅地造成業務期間中に、毎年度１回、当該年度までの出来高の 10 分の 9 以内の額を支払い、残額は本施設の引渡し後に支払う。 イ 維持管理業務及び企業誘致支援業務に係る対価 維持管理業務及び企業誘致支援業務に係る費用は、本施設の引渡し後、２年間の均等払い（２回払い）にて支払う。	ア 関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価 関連公共整備及び宅地造成業務に係る費用は、関連公共整備及び宅地造成業務期間中に、毎年度１回、当該年度までの出来高の 10 分の 9 以内の額を支払い、残額は本施設の引渡し後に支払う。 <u>なお、指定部分については、毎年度１回、出来高の 10 分の 9 以内の額を支払い、指定部分の引渡し後に、残額を支払う。</u> イ 維持管理業務に係る対価 維持管理業務に係る費用は、本施設の引渡し後、２年間の均等払い（２回払い）にて支払う。 <u>ウ 企業誘致支援業務に係る対価 企業誘致支援業務に係る費用は、事業期間中において均等払い（７回払い）にて支払う。</u>	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																																																																																																																																																																																																																																																						
6	7	第2 1 1 事業 スケジュール	令和7年3月末の施設の引渡しを前提として、以下の事業スケジュールを予定する。 <table><tr><td>事業契約の仮契約締結</td><td>令和4年1月</td></tr><tr><td>事業契約の本契約締結</td><td>令和4年3月</td></tr><tr><td>関連公共整備及び宅地造成業務 （調査・設計・施工）</td><td>令和4年4月～令和9年3月</td></tr><tr><td>施設の引渡し</td><td>令和9年3月末</td></tr><tr><td>維持管理業務</td><td>令和9年4月～令和11年3月</td></tr><tr><td>企業誘致支援業務</td><td>令和4年4月～令和11年3月</td></tr><tr><td>事業終了</td><td>令和11年3月末</td></tr></table> また、以下に参考として市が想定する基本工程表を示す。 <table><tr><th colspan="12">（参考）関連公共整備及び宅地造成業務に係る基本工程表</th></tr><tr><th>項 目</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th colspan="5">市が実施 ● 事業者が実施 ●</th></tr><tr><td>阿知和地区工業団地</td><td>事業契約 (令和4年3月末)</td><td>調査・設計</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td>施設の引渡し (令和9年3月末)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>場 内 道 路</td><td></td><td>調査・設計</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水 道 施 設</td><td></td><td>調査・設計</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>北アクセス道路</td><td>詳細設計</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>西アクセス道路 ・東名跨道橋</td><td>詳細設計</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td>施 工 (東名跨道橋のみ)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(仮称)岡崎阿知和マートイン ※造成協力地</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td></td><td>施 工 (造成)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南アクセス道路</td><td>詳細設計</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	事業契約の仮契約締結	令和4年1月	事業契約の本契約締結	令和4年3月	関連公共整備及び宅地造成業務 （調査・設計・施工）	令和4年4月～令和9年3月	施設の引渡し	令和9年3月末	維持管理業務	令和9年4月～令和11年3月	企業誘致支援業務	令和4年4月～令和11年3月	事業終了	令和11年3月末	（参考）関連公共整備及び宅地造成業務に係る基本工程表												項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市が実施 ● 事業者が実施 ●					阿知和地区工業団地	事業契約 (令和4年3月末)	調査・設計			施 工	施設の引渡し (令和9年3月末)						場 内 道 路		調査・設計			施 工							水 道 施 設		調査・設計			施 工							北アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工							西アクセス道路 ・東名跨道橋	詳細設計	用地買収			施 工 (東名跨道橋のみ)							(仮称)岡崎阿知和マートイン ※造成協力地	用地買収				施 工 (造成)							南アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工							令和8年3月末の指定部分の引渡し、及び令和9年3月末の本施設の引渡し、を前提として、以下の事業スケジュールを予定する。 <table><tr><td>事業契約の仮契約締結</td><td>令和4年1月</td></tr><tr><td>事業契約の本契約締結</td><td>令和4年3月</td></tr><tr><td>関連公共整備及び宅地造成業務 （調査・設計・施工）</td><td>令和4年4月～令和9年3月</td></tr><tr><td>指定部分の引渡し</td><td>令和8年3月末</td></tr><tr><td>施設の引渡し</td><td>令和9年3月末</td></tr><tr><td>維持管理業務</td><td>令和9年4月～令和11年3月</td></tr><tr><td>企業誘致支援業務</td><td>令和4年4月～令和11年3月</td></tr><tr><td>事業終了</td><td>令和11年3月末</td></tr></table> また、以下に参考として市が想定する基本工程表を示す。 <table><tr><th colspan="12">（参考）関連公共整備及び宅地造成業務に係る基本工程表</th></tr><tr><th>項 目</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th colspan="5">市又はNEXCOが実施 ● 事業者が実施 ●</th></tr><tr><td>阿知和地区工業団地</td><td>事業契約 (令和4年3月末)</td><td>調査・設計</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td>指定部分の引渡し (令和8年3月末)</td><td>施設の引渡し (令和9年3月末)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>場 内 道 路</td><td></td><td>調査・設計</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水 道 施 設</td><td></td><td>設計・施工</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>北アクセス道路</td><td>詳細設計</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>西アクセス道路 ・東名高速道路跨道橋</td><td>詳細設計</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td>西アクセス道路の施工</td><td>施 工 (東名高速道路跨道橋のみ)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(仮称)岡崎阿知和マートイン ※造成協力地</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td></td><td>施 工 (相連続)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>補装・料金所等の施工</td></tr><tr><td>南アクセス道路</td><td>詳細設計</td><td>用地買収</td><td></td><td></td><td>施 工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	事業契約の仮契約締結	令和4年1月	事業契約の本契約締結	令和4年3月	関連公共整備及び宅地造成業務 （調査・設計・施工）	令和4年4月～令和9年3月	指定部分の引渡し	令和8年3月末	施設の引渡し	令和9年3月末	維持管理業務	令和9年4月～令和11年3月	企業誘致支援業務	令和4年4月～令和11年3月	事業終了	令和11年3月末	（参考）関連公共整備及び宅地造成業務に係る基本工程表												項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市又はNEXCOが実施 ● 事業者が実施 ●					阿知和地区工業団地	事業契約 (令和4年3月末)	調査・設計			施 工	指定部分の引渡し (令和8年3月末)	施設の引渡し (令和9年3月末)					場 内 道 路		調査・設計			施 工							水 道 施 設		設計・施工			施 工							北アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工							西アクセス道路 ・東名高速道路跨道橋	詳細設計	用地買収			西アクセス道路の施工	施 工 (東名高速道路跨道橋のみ)						(仮称)岡崎阿知和マートイン ※造成協力地	用地買収				施 工 (相連続)						補装・料金所等の施工	南アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工							修正
事業契約の仮契約締結	令和4年1月																																																																																																																																																																																																																																																										
事業契約の本契約締結	令和4年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
関連公共整備及び宅地造成業務 （調査・設計・施工）	令和4年4月～令和9年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
施設の引渡し	令和9年3月末																																																																																																																																																																																																																																																										
維持管理業務	令和9年4月～令和11年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
企業誘致支援業務	令和4年4月～令和11年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
事業終了	令和11年3月末																																																																																																																																																																																																																																																										
（参考）関連公共整備及び宅地造成業務に係る基本工程表																																																																																																																																																																																																																																																											
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市が実施 ● 事業者が実施 ●																																																																																																																																																																																																																																																				
阿知和地区工業団地	事業契約 (令和4年3月末)	調査・設計			施 工	施設の引渡し (令和9年3月末)																																																																																																																																																																																																																																																					
場 内 道 路		調査・設計			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						
水 道 施 設		調査・設計			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						
北アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						
西アクセス道路 ・東名跨道橋	詳細設計	用地買収			施 工 (東名跨道橋のみ)																																																																																																																																																																																																																																																						
(仮称)岡崎阿知和マートイン ※造成協力地	用地買収				施 工 (造成)																																																																																																																																																																																																																																																						
南アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						
事業契約の仮契約締結	令和4年1月																																																																																																																																																																																																																																																										
事業契約の本契約締結	令和4年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
関連公共整備及び宅地造成業務 （調査・設計・施工）	令和4年4月～令和9年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
指定部分の引渡し	令和8年3月末																																																																																																																																																																																																																																																										
施設の引渡し	令和9年3月末																																																																																																																																																																																																																																																										
維持管理業務	令和9年4月～令和11年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
企業誘致支援業務	令和4年4月～令和11年3月																																																																																																																																																																																																																																																										
事業終了	令和11年3月末																																																																																																																																																																																																																																																										
（参考）関連公共整備及び宅地造成業務に係る基本工程表																																																																																																																																																																																																																																																											
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	市又はNEXCOが実施 ● 事業者が実施 ●																																																																																																																																																																																																																																																				
阿知和地区工業団地	事業契約 (令和4年3月末)	調査・設計			施 工	指定部分の引渡し (令和8年3月末)	施設の引渡し (令和9年3月末)																																																																																																																																																																																																																																																				
場 内 道 路		調査・設計			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						
水 道 施 設		設計・施工			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						
北アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						
西アクセス道路 ・東名高速道路跨道橋	詳細設計	用地買収			西アクセス道路の施工	施 工 (東名高速道路跨道橋のみ)																																																																																																																																																																																																																																																					
(仮称)岡崎阿知和マートイン ※造成協力地	用地買収				施 工 (相連続)						補装・料金所等の施工																																																																																																																																																																																																																																																
南アクセス道路	詳細設計	用地買収			施 工																																																																																																																																																																																																																																																						

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																				
7	11	第3 2 (1) 応募者の備えるべき参加資格要件	応募者の構成員は、参加資格確認 <u>基準</u> 日において岡崎市入札参加業者資格者名簿に登録されており、かつ次のいずれにも該当しない者とする。	応募者の構成員は、参加資格確認日において岡崎市入札参加業者資格者名簿に登録されており、かつ次のいずれにも該当しない者とする。	修正																				
8	12	第3 2 (2) 応募者の構成員の各業務を実施する者の資格要件	応募者の構成員 <u>は</u> 、次の参加資格要件を満たすこと。（複数の要件を満たす構成員は、複数の業務を実施できるものとする。）	応募者の構成員 <u>のうち、少なくとも一者以上が</u> 、次の参加資格要件を満たすこと。（複数の要件を満たす構成員は、複数の業務を実施できるものとする。）	修正																				
9	15	第4 2 募集及び選定のスケジュール	省略 <table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td>令和3年 <u>6月下旬</u></td><td>募集要項等に関する質問の回答の公表</td></tr><tr><td>令和3年7月 <u>1日（木）</u> ～ 8月6日（金）</td><td>参加表明書、参加資格確認申請書及び一次提案書の受付</td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table>	日 程	内 容	省略		令和3年 <u>6月下旬</u>	募集要項等に関する質問の回答の公表	令和3年7月 <u>1日（木）</u> ～ 8月6日（金）	参加表明書、参加資格確認申請書及び一次提案書の受付	省略		省略 <table><tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td>令和3年 <u>7月2日（金）</u></td><td>募集要項等に関する質問の回答の公表</td></tr><tr><td>令和3年7月 <u>2日（金）</u> ～ 8月6日（金）</td><td>参加表明書、参加資格確認申請書及び一次提案書の受付</td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table>	日 程	内 容	省略		令和3年 <u>7月2日（金）</u>	募集要項等に関する質問の回答の公表	令和3年7月 <u>2日（金）</u> ～ 8月6日（金）	参加表明書、参加資格確認申請書及び一次提案書の受付	省略		
日 程	内 容																								
省略																									
令和3年 <u>6月下旬</u>	募集要項等に関する質問の回答の公表																								
令和3年7月 <u>1日（木）</u> ～ 8月6日（金）	参加表明書、参加資格確認申請書及び一次提案書の受付																								
省略																									
日 程	内 容																								
省略																									
令和3年 <u>7月2日（金）</u>	募集要項等に関する質問の回答の公表																								
令和3年7月 <u>2日（金）</u> ～ 8月6日（金）	参加表明書、参加資格確認申請書及び一次提案書の受付																								
省略																									
10	17	第5 4 資格審査及び一次審査結果通知書の送付	資格審査及び一次審査を行い、上位3～5者を一次審査通過者として選定する。審査の結果は、令和3年8月下旬を目途に応募者の代表企業に受付番号とともに通知する。 審査方法等の詳細は、別添2「審査基準書」を参照すること。	資格審査及び一次審査を行い、上位3～5者を一次審査通過者として選定する。審査の結果は、令和3年8月下旬を目途に応募者の代表企業に受付番号とともに通知する。 <u>（参加資格確認申請書を7月20日までに提出した場合は、資格確認結果を7月30日までに連絡する。）</u> 審査方法等の詳細は、別添2「審査基準書」を参照すること。	追加																				

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																				
11	20	第５ 12 提案価格の上限	本事業の実施にあたり市が算定した予定価格（提案上限額）は、下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案すること。 予定価格（提案上限額）： 14, 752, 392, 000 円（税込） <u>参考：予定価格の内訳等</u> <table><tr><th>項 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>岡崎市阿知和地区工業団地造成事業費</td><td>14, 752, 392, 000 円</td></tr><tr><td><u>仕様発注分（東名高速道路跨道橋の施工）に係る費用</u></td><td>1, 222, 000, 000 円</td></tr><tr><td><u>性能発注分（上記以外の調査・設計業務、施工業務、維持管理業務、企業誘致支援業務）に係る費用</u></td><td>13, 530, 392, 000 円</td></tr><tr><td>※当初契約に含まない（予定価格に含まない）北アクセス道路の施工に係る費用</td><td>785, 000, 000 円</td></tr></table>	項 目	金 額	岡崎市阿知和地区工業団地造成事業費	14, 752, 392, 000 円	<u>仕様発注分（東名高速道路跨道橋の施工）に係る費用</u>	1, 222, 000, 000 円	<u>性能発注分（上記以外の調査・設計業務、施工業務、維持管理業務、企業誘致支援業務）に係る費用</u>	13, 530, 392, 000 円	※当初契約に含まない（予定価格に含まない）北アクセス道路の施工に係る費用	785, 000, 000 円	本事業の実施にあたり市が算定した予定価格（提案上限額）は、下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案すること。 予定価格（提案上限額）： <u>14, 252, 430, 900 円（税込）</u> <u>また、以下に示す仕様発注分に係る費用、性能発注分に係る費用の予定価格（提案上限額）は、下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案すること。</u> <u>ただし、仕様発注分に係る費用については変更予定であり、一次審査通過者に対し、競争的対話において提案上限額を通知する。</u> 予定価格の内訳 <u>（提案上限額）</u> 等 <table><tr><th>項 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>岡崎市阿知和地区工業団地造成事業費</td><td><u>14, 252, 430, 900 円</u></td></tr><tr><td><u>性能発注分（仕様発注分を除く調査・設計業務、施工業務、維持管理業務、企業誘致支援業務）に係る費用</u></td><td>13, 530, 392, 000 円</td></tr><tr><td><u>仕様発注分（東名高速道路跨道橋の施工）に係る費用</u></td><td><u>722, 038, 900 円</u></td></tr><tr><td><u>（参 考）</u> ※当初契約に含まない（予定価格に含まない）北アクセス道路の施工に係る費用</td><td>785, 000, 000 円</td></tr></table>	項 目	金 額	岡崎市阿知和地区工業団地造成事業費	<u>14, 252, 430, 900 円</u>	<u>性能発注分（仕様発注分を除く調査・設計業務、施工業務、維持管理業務、企業誘致支援業務）に係る費用</u>	13, 530, 392, 000 円	<u>仕様発注分（東名高速道路跨道橋の施工）に係る費用</u>	<u>722, 038, 900 円</u>	<u>（参 考）</u> ※当初契約に含まない（予定価格に含まない）北アクセス道路の施工に係る費用	785, 000, 000 円	修正
項 目	金 額																								
岡崎市阿知和地区工業団地造成事業費	14, 752, 392, 000 円																								
<u>仕様発注分（東名高速道路跨道橋の施工）に係る費用</u>	1, 222, 000, 000 円																								
<u>性能発注分（上記以外の調査・設計業務、施工業務、維持管理業務、企業誘致支援業務）に係る費用</u>	13, 530, 392, 000 円																								
※当初契約に含まない（予定価格に含まない）北アクセス道路の施工に係る費用	785, 000, 000 円																								
項 目	金 額																								
岡崎市阿知和地区工業団地造成事業費	<u>14, 252, 430, 900 円</u>																								
<u>性能発注分（仕様発注分を除く調査・設計業務、施工業務、維持管理業務、企業誘致支援業務）に係る費用</u>	13, 530, 392, 000 円																								
<u>仕様発注分（東名高速道路跨道橋の施工）に係る費用</u>	<u>722, 038, 900 円</u>																								
<u>（参 考）</u> ※当初契約に含まない（予定価格に含まない）北アクセス道路の施工に係る費用	785, 000, 000 円																								
12	23	第 7 1 (2) 事業規模（主なもの）	・ 阿知和地区工業団地 開発面積 A=約 <u>66</u> ha	・ 阿知和地区工業団地 開発面積 A=約 <u>63</u> ha	修正																				

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																																							
	24	第7 2 (1) 貸与資料の一覧	<table><tr><th>NO</th><th>資料名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td></tr></table> ※「令和元年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書」「令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務 報告書」「令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務その2 報告書」は、後日事業者に貸与する予定とする。 ※「阿知和地区工業団地北アクセス道路詳細設計業務」、「阿知和地区工業団地南アクセス道路詳細設計業務」のほか、本事業に関連して別途、市が実施する予定の設計等の報告書は、事業者の決定後に事業者に貸与する予定とする。	NO	資料名	備 考	省略	省略	省略	<table><tr><th>NO</th><th>資料名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td></tr><tr><td>追加1</td><td>令和2年度 排水路基本修正設計業務成果（北側排水路流末水路設計成果）</td><td>準備でき次第貸与</td></tr><tr><td>追加2</td><td>令和2年度 阿知和地区工業団地造成事業地区界測量業務成果</td><td>7月貸与予定</td></tr><tr><td>追加3</td><td>令和元年度 阿知和地区工業団地北アクセス道路予備設計業務成果</td><td></td></tr><tr><td>追加4</td><td>仁木浄水場監視制御システム関連資料</td><td></td></tr><tr><td>追加5</td><td>令和元年度 阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務成果 R2 追加ボーリング調査及び周辺の水文調査成果</td><td></td></tr><tr><td>追加6</td><td>平成30年度 岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果 市でビオトープ整備を実施した場合に想定された計画</td><td></td></tr><tr><td>追加7</td><td>令和元年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書</td><td></td></tr><tr><td>追加8</td><td>令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務 報告書</td><td></td></tr><tr><td>追加9</td><td>令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務その2 報告書</td><td>準備でき次第貸与</td></tr></table> ※「阿知和地区工業団地北アクセス道路詳細設計業務」、「阿知和地区工業団地南アクセス道路詳細設計業務」のほか、本事業に関連して別途、市が実施する予定の設計等の報告書は、事業者の決定後に事業者に貸与する予定とする。	NO	資料名	備 考	省略	省略	省略	追加1	令和2年度 排水路基本修正設計業務成果（北側排水路流末水路設計成果）	準備でき次第貸与	追加2	令和2年度 阿知和地区工業団地造成事業地区界測量業務成果	7月貸与予定	追加3	令和元年度 阿知和地区工業団地北アクセス道路予備設計業務成果		追加4	仁木浄水場監視制御システム関連資料		追加5	令和元年度 阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務成果 R2 追加ボーリング調査及び周辺の水文調査成果		追加6	平成30年度 岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果 市でビオトープ整備を実施した場合に想定された計画		追加7	令和元年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書		追加8	令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務 報告書		追加9	令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務その2 報告書	準備でき次第貸与	修正
NO	資料名	備 考																																										
省略	省略	省略																																										
NO	資料名	備 考																																										
省略	省略	省略																																										
追加1	令和2年度 排水路基本修正設計業務成果（北側排水路流末水路設計成果）	準備でき次第貸与																																										
追加2	令和2年度 阿知和地区工業団地造成事業地区界測量業務成果	7月貸与予定																																										
追加3	令和元年度 阿知和地区工業団地北アクセス道路予備設計業務成果																																											
追加4	仁木浄水場監視制御システム関連資料																																											
追加5	令和元年度 阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務成果 R2 追加ボーリング調査及び周辺の水文調査成果																																											
追加6	平成30年度 岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果 市でビオトープ整備を実施した場合に想定された計画																																											
追加7	令和元年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書																																											
追加8	令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務 報告書																																											
追加9	令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務その2 報告書	準備でき次第貸与																																										

【要求水準書】

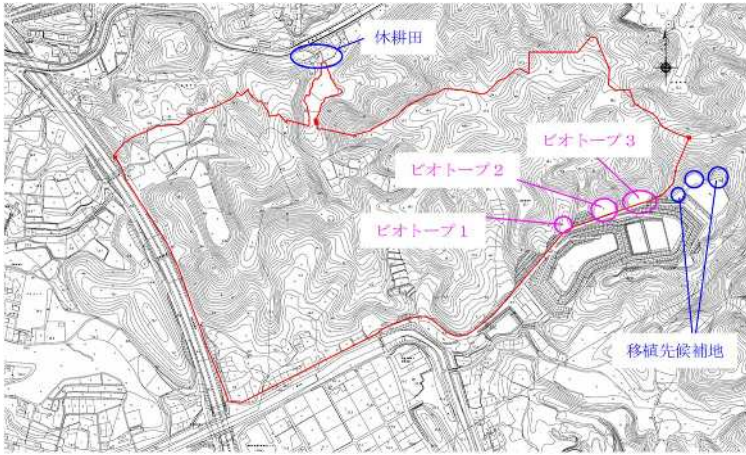
通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
1	－	添付資料	1 事業位置図 2 事業区分図 3 現況平面図 4 地質調査データ 5 弾性波探査に基づく想定土軟硬断面図 6 現況流域図 7 周辺インフラ現況図（上水道） 8 基本設計における土地利用計画図（参考）	1 事業位置図 2 事業区分図 3 現況平面図 4 地質調査データ 5 弾性波探査に基づく想定土軟硬断面図 6 現況流域図 7 周辺インフラ現況図（上水道） 8 基本設計における土地利用計画図（参考） <u>9 猛禽類の餌場環境の整備について</u>	追加
2	1	第１ １ 本書の 位置付け	省略 なお、本要求水準書において使用する用語は <u>実施方針の例</u> によるものとし、引用する法令等の法令番号等は「７ 適用法令・基準」において示すものとする。	省略 なお、本要求水準書において使用する用語は、 <u>募集要項における用語の定義</u> によるものとし、引用する法令等の法令番号等は「７ 適用法令・基準」において示すものとする。	
3	1	第１ ２ (１) イ 周辺アクセス道路等	(ウ) 市道東阿知和滝１号線（ <u>新</u> 阿知和橋～東名高速道路の区間について、幅員４mの市道として再整備を行う。）	(ウ) 市道東阿知和滝１号線（阿知和 <u>新</u> 橋～東名高速道路の区間について、幅員４mの市道として再整備を行う。）	修正
4	2	第１ ３ (２) 事業規模（主なものの）	・阿知和地区工業団地 開発面積 A=約 <u>66</u> ha	・阿知和地区工業団地 開発面積 A=約 <u>63</u> ha	修正

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																														
5	3	第１５事業スケジュール	令和９年３月末の施設の引渡しを<u>想定し</u>、次の事業スケジュールを予定する。 <table><tr><td>事業契約の仮契約締結</td><td>令和４年１月</td></tr><tr><td>事業契約の本契約締結</td><td>令和４年３月</td></tr><tr><td>関連公共整備及び宅地造成業務（調査・設計・施工）</td><td>令和４年４月～令和９年３月</td></tr><tr><td>施設の引渡し</td><td>令和９年３月末</td></tr><tr><td>維持管理業務</td><td>令和９年４月～令和１１年３月</td></tr><tr><td>企業誘致支援業務</td><td>令和４年４月～令和１１年３月</td></tr><tr><td>事業終了</td><td>令和１１年３月末</td></tr></table>	事業契約の仮契約締結	令和４年１月	事業契約の本契約締結	令和４年３月	関連公共整備及び宅地造成業務（調査・設計・施工）	令和４年４月～令和９年３月	施設の引渡し	令和９年３月末	維持管理業務	令和９年４月～令和１１年３月	企業誘致支援業務	令和４年４月～令和１１年３月	事業終了	令和１１年３月末	<u>令和８年３月末の指定部分の引渡し、及び</u>令和９年３月末の施設の引渡しを<u>前提として</u>、次の事業スケジュールを予定する。 <table><tr><td>事業契約の仮契約締結</td><td>令和４年１月</td></tr><tr><td>事業契約の本契約締結</td><td>令和４年３月</td></tr><tr><td>関連公共整備及び宅地造成業務（調査・設計・施工）</td><td>令和４年４月～令和９年３月</td></tr><tr><td><u>指定部分の引渡し</u></td><td><u>令和８年３月末</u></td></tr><tr><td>施設の引渡し</td><td>令和９年３月末</td></tr><tr><td>維持管理業務</td><td>令和９年４月～令和１１年３月</td></tr><tr><td>企業誘致支援業務</td><td>令和４年４月～令和１１年３月</td></tr><tr><td>事業終了</td><td>令和１１年３月末</td></tr></table>	事業契約の仮契約締結	令和４年１月	事業契約の本契約締結	令和４年３月	関連公共整備及び宅地造成業務（調査・設計・施工）	令和４年４月～令和９年３月	<u>指定部分の引渡し</u>	<u>令和８年３月末</u>	施設の引渡し	令和９年３月末	維持管理業務	令和９年４月～令和１１年３月	企業誘致支援業務	令和４年４月～令和１１年３月	事業終了	令和１１年３月末	追加
事業契約の仮契約締結	令和４年１月																																		
事業契約の本契約締結	令和４年３月																																		
関連公共整備及び宅地造成業務（調査・設計・施工）	令和４年４月～令和９年３月																																		
施設の引渡し	令和９年３月末																																		
維持管理業務	令和９年４月～令和１１年３月																																		
企業誘致支援業務	令和４年４月～令和１１年３月																																		
事業終了	令和１１年３月末																																		
事業契約の仮契約締結	令和４年１月																																		
事業契約の本契約締結	令和４年３月																																		
関連公共整備及び宅地造成業務（調査・設計・施工）	令和４年４月～令和９年３月																																		
<u>指定部分の引渡し</u>	<u>令和８年３月末</u>																																		
施設の引渡し	令和９年３月末																																		
維持管理業務	令和９年４月～令和１１年３月																																		
企業誘致支援業務	令和４年４月～令和１１年３月																																		
事業終了	令和１１年３月末																																		
6	4	第１６（２）事業者が実施する業務の概要	省略 ウ 維持管理業務 維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引き渡した後、分譲中の区画（土地売買契約を締結し、市からの引き渡しが未了のものを含む。）、道路、排水路、法面、調整池等の維持管理を２年間行うものである。 省略 オ その他一般的事項 （ア）協議・許認可の取得 省略 ・岡崎市周辺環境に影響を及ぼす恐れのある特定事業の手続き及び実施に関する条例に基づく協議等	省略 ウ 維持管理業務 維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引き渡した後、分譲中の区画（土地売買契約を締結し、市からの引き渡しが未了のものを含む。）、道路、排水路、法面、調整池等の維持管理を２年間行うものである。 <u>また、進出予定企業によるビオトープが形成されるまでの措置として、猛禽類の餌場環境の代償措置の維持管理を行う。</u> 省略 オ その他一般的事項 （ア）協議・許認可の取得 省略 ・岡崎市周辺環境に影響を及ぼす恐れのある特定事業の手続き及び実施に関する条例に基づく協議等	修正																														

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			・その他事業を実施するうえで必要な協議及び許認可の取得 省略 (イ) 登記事務・確定測量 最終的な確定測量は事業者が実施し、本事業に係る土地の地目変更、分筆、合筆等の登記事務は市が実施する。また、事業者は、市の実施する分筆登記事務に必要な<u>図面</u>の作成を実施する。 なお、設計に必要な外周測量の成果は、令和3年<u>5</u>月頃に貸与を予定している。 赤線等の整理については、市が実施中であり、令和3年度中に、法務局に地籍調査に基づく地図の備付を行う予定である。	・<u>林野庁への林道廃止届</u> ・その他事業を実施するうえで必要な協議及び許認可の取得 省略 (イ) 登記事務・確定測量 最終的な確定測量は事業者が実施し、本事業に係る土地の地目変更、分筆、合筆等の登記事務は市が実施する。また、事業者は、市の実施する分筆登記事務に必要な<u>図書</u>の作成を実施する。 なお、設計に必要な外周測量の成果は、令和3年<u>7</u>月頃に貸与を予定している。 赤線等の整理については、市が実施中であり、令和3年度中に、法務局に地籍調査に基づく地図の備付を行う予定である。	
7	9	第17(2)設計基準、仕様書等	⑤③ その他の関連要綱、各種基準等	⑤③ <u>道路土工一切土工・斜面安定工指針（公益社団法人日本道路協会）</u> ⑤④ <u>道路土工一軟弱地盤対策工指針（公益社団法人日本道路協会）</u> ⑤⑤ その他の関連要綱、各種基準等	追加
8	11	第112(1)(ウ)付保条件	c 保険の契約者は、事業者又は調査・設計業務を行う構成員及び施工業務を行う構成員とし <u>市を保険金受取人とする質権設定を行うもの</u> とする。	c 保険の契約者は、事業者又は調査・設計業務を行う構成員及び施工業務を行う構成員とし、 <u>市を被保険者とするものとする。ただし、事業者自らを被保険者とする場合には、市を第1順位とする質権設定を行うものとする。</u>	削除

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																																																							
9	14	第2 1 関連 公共整備業務・ 宅地造成業務の 概要	<table><tr><th colspan="2">【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】</th></tr><tr><th>業 務</th><th>工 種</th></tr><tr><td rowspan="8">関連公共整備業務</td><td>(阿知和地区工業団地 関連施設)</td></tr><tr><td>① 場内道路工</td></tr><tr><td>ア 道路舗装工</td></tr><tr><td>イ 道路排水工</td></tr><tr><td>ウ 道路付属施設工</td></tr><tr><td>エ 道路安全施設工</td></tr><tr><td>② 水道施設工 (周辺アクセス道路等)</td></tr><tr><td>③ 北アクセス道路工</td></tr><tr><td rowspan="13">宅地造成業務</td><td>④ 橋梁架け替え工</td></tr><tr><td>⑤ 準備工</td></tr><tr><td>⑥ 土工</td></tr><tr><td>⑦ 軟弱地盤対策工</td></tr><tr><td>⑧ 擁壁工</td></tr><tr><td>⑨ 法面工</td></tr><tr><td>⑩ 法面排水工</td></tr><tr><td>⑪ 雨水排水暗渠工</td></tr><tr><td>⑫ 事業排水暗渠工</td></tr><tr><td>⑬ 調整池工</td></tr><tr><td>⑭ 流末水路工</td></tr><tr><td>⑮ 植栽工</td></tr><tr><td>⑯ 仮設防災工</td></tr></table>	【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】		業 務	工 種	関連公共整備業務	(阿知和地区工業団地 関連施設)	① 場内道路工	ア 道路舗装工	イ 道路排水工	ウ 道路付属施設工	エ 道路安全施設工	② 水道施設工 (周辺アクセス道路等)	③ 北アクセス道路工	宅地造成業務	④ 橋梁架け替え工	⑤ 準備工	⑥ 土工	⑦ 軟弱地盤対策工	⑧ 擁壁工	⑨ 法面工	⑩ 法面排水工	⑪ 雨水排水暗渠工	⑫ 事業排水暗渠工	⑬ 調整池工	⑭ 流末水路工	⑮ 植栽工	⑯ 仮設防災工	<table><tr><th colspan="2">【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】</th></tr><tr><th>業 務</th><th>工 種</th></tr><tr><td rowspan="8">関連公共整備業務</td><td>(阿知和地区工業団地 関連施設)</td></tr><tr><td>① 場内道路工</td></tr><tr><td>ア 道路舗装工</td></tr><tr><td>イ 道路排水工</td></tr><tr><td>ウ 道路付属施設工</td></tr><tr><td>エ 道路安全施設工</td></tr><tr><td>② 水道施設工 (周辺アクセス道路等)</td></tr><tr><td>③ 市道東阿知和滝1号線</td></tr><tr><td rowspan="14">宅地造成業務</td><td>④ 北アクセス道路工</td></tr><tr><td>⑤ 橋梁架け替え工</td></tr><tr><td>⑥ 準備工</td></tr><tr><td>⑦ 土工</td></tr><tr><td>⑧ 軟弱地盤対策工</td></tr><tr><td>⑨ 擁壁工</td></tr><tr><td>⑩ 法面工</td></tr><tr><td>⑪ 法面排水工</td></tr><tr><td>⑫ 雨水排水暗渠工</td></tr><tr><td>⑬ 事業排水暗渠工</td></tr><tr><td>⑭ 調整池工</td></tr><tr><td>⑮ 流末水路工</td></tr><tr><td>⑯ 植栽工</td></tr><tr><td>⑰ 仮設防災工</td></tr></table>	【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】		業 務	工 種	関連公共整備業務	(阿知和地区工業団地 関連施設)	① 場内道路工	ア 道路舗装工	イ 道路排水工	ウ 道路付属施設工	エ 道路安全施設工	② 水道施設工 (周辺アクセス道路等)	③ 市道東阿知和滝1号線	宅地造成業務	④ 北アクセス道路工	⑤ 橋梁架け替え工	⑥ 準備工	⑦ 土工	⑧ 軟弱地盤対策工	⑨ 擁壁工	⑩ 法面工	⑪ 法面排水工	⑫ 雨水排水暗渠工	⑬ 事業排水暗渠工	⑭ 調整池工	⑮ 流末水路工	⑯ 植栽工	⑰ 仮設防災工	修正
【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】																																																												
業 務	工 種																																																											
関連公共整備業務	(阿知和地区工業団地 関連施設)																																																											
	① 場内道路工																																																											
	ア 道路舗装工																																																											
	イ 道路排水工																																																											
	ウ 道路付属施設工																																																											
	エ 道路安全施設工																																																											
	② 水道施設工 (周辺アクセス道路等)																																																											
	③ 北アクセス道路工																																																											
宅地造成業務	④ 橋梁架け替え工																																																											
	⑤ 準備工																																																											
	⑥ 土工																																																											
	⑦ 軟弱地盤対策工																																																											
	⑧ 擁壁工																																																											
	⑨ 法面工																																																											
	⑩ 法面排水工																																																											
	⑪ 雨水排水暗渠工																																																											
	⑫ 事業排水暗渠工																																																											
	⑬ 調整池工																																																											
	⑭ 流末水路工																																																											
	⑮ 植栽工																																																											
	⑯ 仮設防災工																																																											
【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】																																																												
業 務	工 種																																																											
関連公共整備業務	(阿知和地区工業団地 関連施設)																																																											
	① 場内道路工																																																											
	ア 道路舗装工																																																											
	イ 道路排水工																																																											
	ウ 道路付属施設工																																																											
	エ 道路安全施設工																																																											
	② 水道施設工 (周辺アクセス道路等)																																																											
	③ 市道東阿知和滝1号線																																																											
宅地造成業務	④ 北アクセス道路工																																																											
	⑤ 橋梁架け替え工																																																											
	⑥ 準備工																																																											
	⑦ 土工																																																											
	⑧ 軟弱地盤対策工																																																											
	⑨ 擁壁工																																																											
	⑩ 法面工																																																											
	⑪ 法面排水工																																																											
	⑫ 雨水排水暗渠工																																																											
	⑬ 事業排水暗渠工																																																											
	⑭ 調整池工																																																											
	⑮ 流末水路工																																																											
	⑯ 植栽工																																																											
	⑰ 仮設防災工																																																											
10	15	第2 2 (1) ア 分 譲 区 画 の 規 模 ・ 形 状 等	(イ) 進出予定企業のための分譲区画（10ha 以上の区画）を確保すること。なお、進出予定企業の区画の規模・形状等の詳細については、業務を実施するうえで進出予定企業の意向を踏まえたものとし、猛禽類の餌場となるビオトープ（7,000㎡以上）の配置についても調整すること。	(イ) 進出予定企業のための分譲区画（10ha 以上 15ha 以下の区画）を確保すること。なお、進出予定企業の区画の規模・形状等の詳細については、業務を実施するうえで進出予定企業の意向を踏まえたものとし、猛禽類の餌場となるビオトープ（7,000㎡以上）の配置についても調整すること。	修正																																																							

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分												
11	16	第2 2 (1) イ 道路全般	(ア) 本事業の対象とする道路の区分及び基準等を次に示す。 【本事業の対象とする道路の区分（○：対象、－：対象外）】 <table><tr><th>道路名</th><th>省略</th></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td></tr><tr><td>市道東阿知和滝1号線（新阿知和橋～東名高速道路の区間の再整備）</td><td>省略</td></tr></table> 省略 (カ) 参考として、「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」における場内道路の標準横断構成図を以下に示す。 省略 (キ) 市道東阿知和滝1号線の新阿知和橋～東名高速道路の区間において、開発区域外に、区域に沿って、幅員4mの市道として再整備を行うこと。	道路名	省略	省略	省略	市道東阿知和滝1号線（ 新 阿知和橋～東名高速道路の区間の再整備）	省略	(ア) 本事業の対象とする道路の区分及び基準等を次に示す。 【本事業の対象とする道路の区分（○：対象、－：対象外）】 <table><tr><th>道路名</th><th>省略</th></tr><tr><td>省略</td><td>省略</td></tr><tr><td>市道東阿知和滝1号線（阿知和新橋～東名高速道路の区間の再整備）</td><td>省略</td></tr></table> 省略 (カ) 参考として、「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」における場内道路の標準横断構成図を以下に示す。（側溝は蓋付きとする。） 省略 (キ) 市道東阿知和滝1号線の阿知和新橋～東名高速道路の区間において、開発区域外に、区域に沿って、車道幅員4mの市道（第3種第5級を想定）として再整備を行うこと。	道路名	省略	省略	省略	市道東阿知和滝1号線（阿知和 新 橋～東名高速道路の区間の再整備）	省略	修正
道路名	省略																
省略	省略																
市道東阿知和滝1号線（ 新 阿知和橋～東名高速道路の区間の再整備）	省略																
道路名	省略																
省略	省略																
市道東阿知和滝1号線（阿知和 新 橋～東名高速道路の区間の再整備）	省略																
12	19	第2 2 (1) オ 自然環境保全対策	（ア） 過年度（平成27年～29年）において実施された環境アセスメント（生活環境等影響調査）において、以下の動植物重要種が確認されている。 【環境アセスメントで確認された動植物重要種】 <table><tr><td>植 物 類</td><td>カワラナデシコ、ミズオトギリ、イチヤクソウ</td></tr><tr><td>鳥類を除く動物類</td><td>アカハライモリ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル、トノサマガエル、ドジョウ、ホトケドジョウ、ヒメタイコウチ、コガムシ、エゾコガムシ、カネコタタゲモ、キノボリタタゲモ、エビチャコモリグモ、ミカワギセル、ウメムラシタラガイ、タカキビ</td></tr><tr><td>鳥 類</td><td>サシバ（重要猛禽類）、ハチクマ</td></tr></table> 植物類及び動物類（鳥類を除く）については移植を行うとともに、鳥類については餌場環境の代償措置（ビオトープ）の整備を行う必要がある。自然環境保全対策に係る役	植 物 類	カワラナデシコ、ミズオトギリ、イチヤクソウ	鳥類を除く動物類	アカハライモリ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル、トノサマガエル、ドジョウ、ホトケドジョウ、ヒメタイコウチ、コガムシ、エゾコガムシ、カネコタタゲモ、キノボリタタゲモ、エビチャコモリグモ、ミカワギセル、ウメムラシタラガイ、タカキビ	鳥 類	サシバ（重要猛禽類）、ハチクマ	（ア） 自然環境保全対策の概要 a 重要な動植物種については移植を行うとともに、重要な猛禽類（サシバ、ハチクマ）については本事業により消失する餌場環境（水田・既存植生）の代償措置の整備を行う必要がある。移植が必要とされる重要な動植物種を以下に示す。	修正						
植 物 類	カワラナデシコ、ミズオトギリ、イチヤクソウ																
鳥類を除く動物類	アカハライモリ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル、トノサマガエル、ドジョウ、ホトケドジョウ、ヒメタイコウチ、コガムシ、エゾコガムシ、カネコタタゲモ、キノボリタタゲモ、エビチャコモリグモ、ミカワギセル、ウメムラシタラガイ、タカキビ																
鳥 類	サシバ（重要猛禽類）、ハチクマ																

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			<u>割区分は以下のとおりとする。</u> <u>【自然環境保全対策に係る役割区分】</u> <table><tr><th></th><th>（仮 設） 施工期間中の措置</th><th>本整備</th></tr><tr><td>移 殖</td><td>事業者</td><td>市</td></tr><tr><td>餌場環境の整備 （ビオトープ）</td><td>事業者</td><td>進出予定企業</td></tr></table> <u>（イ）植物類及び動物類（鳥類を除く）の移植は市が行うが、</u> <u>施工中の餌場環境（7,000㎡以上のビオトープ）の整備（仮</u> <u>設）は事業者が行うものとする。施工中の餌場環境の整備</u> <u>にあたっては、下図におけるビオトープ2・3、移植先候補</u> <u>地及び市がカエルを飼育している休耕田を活用しても</u> <u>よいものとする。また、施工中に事業者が重要種を発見し</u> <u>た場合は、移植に協力するなど適切に対処すること。</u>  <u>【（参考）ビオトープ及び移植先候補地】</u>		（仮 設） 施工期間中の措置	本整備	移 殖	事業者	市	餌場環境の整備 （ビオトープ）	事業者	進出予定企業	<table><tr><th rowspan="2">分類</th><th rowspan="2">種名</th><th rowspan="2">ビオトープ カエルの池や 水辺に移植 予定の種</th><th colspan="2">調査範囲全域での確認 個体数（資料2、3）</th><th colspan="2">ビオトープでの 確認個体数 （資料2、3）</th><th colspan="2">ビオトープでの 確認個体数 （資料1）</th><th colspan="7">重要な種の分布基準</th></tr><tr><th>事業 予定地内</th><th>事業 予定地外</th><th>既設ビ オトープ</th><th>既設ビ オトープ 整備予定地</th><th>既設ビ オトープ</th><th>既設ビ オトープ 整備予定地</th><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th><th>VI</th><th>VII</th></tr><tr><td rowspan="5">植物類</td><td>ミズオトギリ</td><td>○</td><td>1</td><td></td><td>25</td><td>1</td><td>24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>VU</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>8</td><td></td><td>25</td><td>5</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT DO</td></tr><tr><td>ミズアマガエル</td><td>○</td><td>165</td><td>1</td><td>124</td><td>5</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>VU</td></tr><tr><td>ヤマブキカガミ</td><td>○</td><td>343</td><td></td><td>105</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>DD VU</td></tr><tr><td>ツバキカガミ</td><td>○</td><td>2</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>DD NT</td></tr><tr><td rowspan="5">動物類</td><td>トノサマガエル</td><td>○</td><td>144</td><td>5</td><td>235</td><td>5</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT DO</td></tr><tr><td>トノサマガエル</td><td>○</td><td>3</td><td></td><td>42</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>DD VU</td></tr><tr><td>ホトケシガイ</td><td>○</td><td>63</td><td></td><td>197</td><td>99</td><td>48</td><td>多数</td><td>多数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>EN EN NT</td></tr><tr><td>ヒメタイコウチ</td><td>○</td><td>2</td><td></td><td>8</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT NT</td></tr><tr><td>ニギハクシ</td><td>○</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>DD</td></tr><tr><td rowspan="5">水生類</td><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>7</td><td>3</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT VU</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>10</td><td>3</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>VU VU</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT VU</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>EN EN</td></tr><tr><td rowspan="5">水生類</td><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>30</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT NT</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>34</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT NT</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>NT NT</td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>アカハライモリ</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">— 17種</td><td>12種</td><td>17種</td><td>5種</td><td>11種</td><td>4種</td><td>5種</td><td>3種</td><td>3種</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td><td>12</td></tr></table> 注1：重要な種の分布基準は以下のとおり。 I・文化財保護法（昭和25年、法律第214号） II・文化財保護法（昭和25年、法律第214号） III・文化財保護法（昭和25年、法律第214号） IV・文化財保護法（昭和25年、法律第214号） V・文化財保護法（昭和25年、法律第214号） VI・文化財保護法（昭和25年、法律第214号） VII・文化財保護法（昭和25年、法律第214号） 注2：重要な種の分布基準は以下のとおり。 EX・新設 LW・野生動物 CR・絶滅危惧ⅠA類 EN・絶滅危惧ⅠB類 VU・絶滅危惧Ⅱ類 NT・絶滅危惧Ⅲ類 DD・絶滅危惧Ⅳ類 LP・絶滅危惧Ⅴ類 NT・絶滅危惧Ⅵ類 b 自然環境保全対策については、「生活環境等影響調査業務 報告書」及び「岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果報告書」に基づき実施すること。ただし、本要求水準書と「生活環境等影響調査業務 報告書」又は「岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果報告書」の内容に相違がある場合は、本要求水準書の規定を優先する。	分類	種名	ビオトープ カエルの池や 水辺に移植 予定の種	調査範囲全域での確認 個体数（資料2、3）		ビオトープでの 確認個体数 （資料2、3）		ビオトープでの 確認個体数 （資料1）		重要な種の分布基準							事業 予定地内	事業 予定地外	既設ビ オトープ	既設ビ オトープ 整備予定地	既設ビ オトープ	既設ビ オトープ 整備予定地	I	II	III	IV	V	VI	VII	植物類	ミズオトギリ	○	1		25	1	24								VU	アカハライモリ	○	8		25	5	1								NT DO	ミズアマガエル	○	165	1	124	5	1								VU	ヤマブキカガミ	○	343		105		1								DD VU	ツバキカガミ	○	2		2										DD NT	動物類	トノサマガエル	○	144	5	235	5		1	2						NT DO	トノサマガエル	○	3		42										DD VU	ホトケシガイ	○	63		197	99	48	多数	多数						EN EN NT	ヒメタイコウチ	○	2		8		3	1	5						NT NT	ニギハクシ	○	5												DD	水生類	アカハライモリ	○	1		3										NT	アカハライモリ	○	7	3	10										NT VU	アカハライモリ	○	10	3	5										VU VU	アカハライモリ	○	1												NT VU	アカハライモリ	○	1												EN EN	水生類	アカハライモリ	○	30	9											NT NT	アカハライモリ	○	34		1										NT NT	アカハライモリ	○	21												NT NT	アカハライモリ	○														アカハライモリ	○														— 17種		12種	17種	5種	11種	4種	5種	3種	3種	0	0	0	0	11	12	
	（仮 設） 施工期間中の措置	本整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
移 殖	事業者	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
餌場環境の整備 （ビオトープ）	事業者	進出予定企業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
分類	種名	ビオトープ カエルの池や 水辺に移植 予定の種	調査範囲全域での確認 個体数（資料2、3）		ビオトープでの 確認個体数 （資料2、3）		ビオトープでの 確認個体数 （資料1）		重要な種の分布基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			事業 予定地内	事業 予定地外	既設ビ オトープ	既設ビ オトープ 整備予定地	既設ビ オトープ	既設ビ オトープ 整備予定地	I	II	III	IV	V	VI	VII																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
植物類	ミズオトギリ	○	1		25	1	24								VU																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○	8		25	5	1								NT DO																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ミズアマガエル	○	165	1	124	5	1								VU																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ヤマブキカガミ	○	343		105		1								DD VU																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ツバキカガミ	○	2		2										DD NT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
動物類	トノサマガエル	○	144	5	235	5		1	2						NT DO																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	トノサマガエル	○	3		42										DD VU																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ホトケシガイ	○	63		197	99	48	多数	多数						EN EN NT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ヒメタイコウチ	○	2		8		3	1	5						NT NT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ニギハクシ	○	5												DD																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
水生類	アカハライモリ	○	1		3										NT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○	7	3	10										NT VU																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○	10	3	5										VU VU																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○	1												NT VU																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○	1												EN EN																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
水生類	アカハライモリ	○	30	9											NT NT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○	34		1										NT NT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○	21												NT NT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	アカハライモリ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	アカハライモリ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
— 17種		12種	17種	5種	11種	4種	5種	3種	3種	0	0	0	0	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			<u>(ウ) ビオトープの整備は進出予定企業が行うため、進出予定企業の意向を確認のうえ、ビオトープの整備箇所を決め、粗造成を行うこと。なお、ビオトープは動植物の生息生育環境及び猛禽類の餌場環境の整備を目的とし、整備規模は7,000 m²以上とする。</u>	<u>(イ) 動植物重要種の移植</u> <u>a 動植物重要種のうち、開発区域内で、改変が想定された区域内にて発見されたものについては、令和２年度において、市が、ビオトープ１、２、３と移植先候補地３に移植済みである。</u> <u>b 事業者は、事業の実施にあたり、改変を行う箇所で、動植物重要種を発見した場合は、市が移植を行うため、移植に協力すること。また、ビオトープ１、２、３の改変を行う場合は、事業者は移植先の環境整備を行うとともに、市の移植に協力すること。なお、移植先は、移植先候補地１、２、３を予定する。</u> <u>(ウ) 猛禽類の餌場環境の整備等</u> <u>a 猛禽類の餌場環境の整備・管理は、最終的には進出予定企業が担うため、事業者は、進出予定企業の意向を確認のうえ、粗造成を行うこと。</u> <u>b 進出予定企業が整備・管理をする餌場環境が形成されるまでの措置として、事業者は、施工期間及び維持管理業務期間において、休耕田及び移植先候補地１、２、３を餌場環境の代替措置としての整備・維持管理を行うものとする。なお、詳細については、添付資料９を参照すること。</u>	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
				 【ビオトープ及び移植先候補地等の位置図】	
13	25	第２ ２ （２） ③ 市道東阿知和滝 １号線	—	③ 市道東阿知和滝１号線 ア 岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例、岡崎市道路構造物標準図等に基づき、設計・施工を行うこと。	追加

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																																																																						
14	26	第2 2 (2) ⑦ ア 土配計画について	⑥ 土工 ア 土配計画について (ア) 土工造成地内における切盛土量のバランスを取ることを前提として計画を行うこと。その際、造成協力地の土を活用すること。また、土配計画においては、本事業に含まない南アクセス道路及び西アクセス道路の土量収支も考慮して行うこと。以下に、参考として、「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」及び「令和元年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書」をもとに整理した土量収支の一覧を示す。 【（参考）土量収支一覧表】 単位：m3 <table> <tr> <th>業務分類</th><th>項 目</th><th>① 切土 (換算後 土量)</th><th>② 盛土</th><th>③ 岩破碎収支</th><th>①-②+③ 土量収支</th></tr> <tr> <td rowspan="2">宅地 造成 業務</td><td>阿知和地区 工業団地</td><td>2,043,985</td><td>2,519,376</td><td>25,975</td><td>-449,416</td></tr> <tr> <td>上記、 造成協力地</td><td>254,169</td><td>16,898</td><td>—</td><td>237,271</td></tr> <tr> <td>関連 公共 整備 業務</td><td>北アクセス 道路</td><td>133,047</td><td>11,510</td><td>—</td><td>121,537</td></tr> <tr> <td>(本業 務に含 まな い) ※</td><td>南アクセス 道路</td><td>38,160</td><td>440</td><td>—</td><td>37,720</td></tr> <tr> <td></td><td>全体</td><td>2,575,439</td><td>2,592,391</td><td>25,975</td><td>-52,845</td></tr> </table>	業務分類	項 目	① 切土 (換算後 土量)	② 盛土	③ 岩破碎収支	①-②+③ 土量収支	宅地 造成 業務	阿知和地区 工業団地	2,043,985	2,519,376	25,975	-449,416	上記、 造成協力地	254,169	16,898	—	237,271	関連 公共 整備 業務	北アクセス 道路	133,047	11,510	—	121,537	(本業 務に含 まな い) ※	南アクセス 道路	38,160	440	—	37,720		全体	2,575,439	2,592,391	25,975	-52,845	⑦ 土工 ア 土配計画について (ア) 土工造成地内における切盛土量のバランスを取ることを前提として計画を行うこと。その際、造成協力地の土を活用すること。また、土配計画においては、本事業に含まない南アクセス道路及び西アクセス道路の土量収支も考慮して行うこと。以下に、参考として、「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」、「令和元年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書」及び「令和元年度 阿知和地区工業団地北アクセス道路予備設計業務 報告書」をもとに整理した土量収支の一覧を示す。 【（参考）土量収支一覧表】 単位：m3 <table> <tr> <th>業務分類</th><th>項 目</th><th>① 切土 (換算後 土量)</th><th>② 盛土</th><th>③ 岩破碎収支</th><th>①-②+③ 土量収支</th></tr> <tr> <td rowspan="2">宅地 造成 業務</td><td>阿知和地区 工業団地</td><td>2,043,985</td><td>2,519,376</td><td>25,975</td><td>-449,416</td></tr> <tr> <td>上記、 造成協力地</td><td>254,212</td><td>16,898</td><td>—</td><td>237,314</td></tr> <tr> <td>関連 公共 整備 業務</td><td>北アクセス 道路</td><td>92,733</td><td>8,608</td><td>—</td><td>84,125</td></tr> <tr> <td>(本業 務に含 まな い) ※</td><td>南アクセス 道路</td><td>38,160</td><td>440</td><td>—</td><td>37,720</td></tr> <tr> <td></td><td>全体</td><td>2,575,439</td><td>2,592,391</td><td>25,975</td><td>-90,257</td></tr> </table>	業務分類	項 目	① 切土 (換算後 土量)	② 盛土	③ 岩破碎収支	①-②+③ 土量収支	宅地 造成 業務	阿知和地区 工業団地	2,043,985	2,519,376	25,975	-449,416	上記、 造成協力地	254,212	16,898	—	237,314	関連 公共 整備 業務	北アクセス 道路	92,733	8,608	—	84,125	(本業 務に含 まな い) ※	南アクセス 道路	38,160	440	—	37,720		全体	2,575,439	2,592,391	25,975	-90,257	
業務分類	項 目	① 切土 (換算後 土量)	② 盛土	③ 岩破碎収支	①-②+③ 土量収支																																																																						
宅地 造成 業務	阿知和地区 工業団地	2,043,985	2,519,376	25,975	-449,416																																																																						
	上記、 造成協力地	254,169	16,898	—	237,271																																																																						
関連 公共 整備 業務	北アクセス 道路	133,047	11,510	—	121,537																																																																						
(本業 務に含 まな い) ※	南アクセス 道路	38,160	440	—	37,720																																																																						
	全体	2,575,439	2,592,391	25,975	-52,845																																																																						
業務分類	項 目	① 切土 (換算後 土量)	② 盛土	③ 岩破碎収支	①-②+③ 土量収支																																																																						
宅地 造成 業務	阿知和地区 工業団地	2,043,985	2,519,376	25,975	-449,416																																																																						
	上記、 造成協力地	254,212	16,898	—	237,314																																																																						
関連 公共 整備 業務	北アクセス 道路	92,733	8,608	—	84,125																																																																						
(本業 務に含 まな い) ※	南アクセス 道路	38,160	440	—	37,720																																																																						
	全体	2,575,439	2,592,391	25,975	-90,257																																																																						
15	34	第2 4 (7) 成 果品の提出	本設計業務に係わる以下の成果品を製本し、各々3部を市に提出すること。 ① 設計報告書（構造検討書含む） ② 数量計算書	本設計業務に係わる以下の成果品を製本し、各々3部を市に提出すること。 ① 設計報告書（構造検討書含む） ② 数量計算書	修正																																																																						

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			③ 設計図（Ａ１判） ④ 設計図（Ａ３判） ⑤ 要求水準チェックリスト	③ 設計図（Ａ１判） ④ 設計図（Ａ３判） ⑤ 要求水準チェックリスト <u>⑥ 上記電子データ</u>	
16	36	第２５（２）ケ 近隣工事との施 工調整	市が別途実施する南アクセス道路工事、西アクセス道路工事、 <u>新</u> 阿知和橋の橋梁工事等の近隣工事について、工事中の進入路や、作業場所の確保等について、施工調整を行い、各工事が遅滞なく完了できるよう協力すること。	市が別途実施する南アクセス道路工事、西アクセス道路工事、阿知和 <u>新</u> 橋の橋梁工事等の近隣工事について、工事中の進入路や、作業場所の確保等について、施工調整を行い、各工事が遅滞なく完了できるよう協力すること。	修正
17	36	第２５（３）工 事中の環境影響 調査の実施	ア 事業者は、「平成２７年度～平成２９年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査業務 報告書」及び事前の環境影響調査に基づき、自らの費用で <u>工事中の環境影響調査（大気汚染（NO₂、SPM）、水質汚濁（濁度、pH）、騒音、振動）を実施のうえ評価及び必要な対策を行うこと。</u>	ア 事業者は、「平成２７年度～平成２９年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査業務 報告書」及び事前の環境影響調査に基づき、自らの費用で <u>必要な調査や対策を実施すること。ただし、粉じん、水質汚濁、騒音、振動については工事中、常時観測すること。</u>	修正
18	36	第２５（５）確 定測量の実施	ア 確定測量を実施し、丈量図の作成を行うこと。 イ 分譲用地については平地、法面の境界を確定させること。	ア 確定測量を実施し、丈量図の作成を行うこと。 イ 分譲用地については平地、法面の境界を確定させること。 <u>ウ 公共用地は、その用途ごとに分筆できるようにすること。</u> <u>エ 分筆登記事務に必要な図書を作成すること。</u>	追加

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
19	38	第３ １ 維持管理業務の概要	省略	省略 <u>(3) 猛禽類の餌場環境</u> <u>・休耕田、移植先候補地１、２、３（事業者の提案による場所の変更を可とする。）</u>	追加
20	39	第３ ２ (8) 猛禽類の餌場環境の管理	－	<u>ア 猛禽類の餌場環境の維持管理については、「生活環境等影響調査業務 報告書」及びこれに基づいて作成した「岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果報告書」において、必要な内容が記載されているので、当該資料に基づき適切な維持管理を行うこと。特に、「岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果報告書」に示される補足仕様書の記載内容に留意し、維持管理を実施すること。</u> <u>イ 採餌環境としての草地は、繁殖期の草刈を２～３週間ごとに行うこと。</u> <u>ウ その他猛禽類の餌場環境の維持管理に関し、添付資料９に規定するため参照すること。</u>	追加
21	40	第３ ２ (9) 土砂、廃棄物等の処分	前述(1)～(7)の業務の実施にあたり発生した土砂、刈り草、剪定枝、廃棄物等は事業者の責任において、適正に処分すること。	前述(1)～(8)の業務の実施にあたり発生した土砂、刈り草、剪定枝、廃棄物等は事業者の責任において、適正に処分すること。	修正
22	40	第３ ３ 維持管理の巡回	省略	省略 <u>餌場環境については、餌場環境として必要な計画を立て、必要な巡回を行うこと。</u>	追加
23	41	第３ ７ 維持管理業務完了時の	省略	省略 <u>(3) ビオトープ１付近から移植先候補地１に送水している</u>	追加

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
		措置		<u>ポンプ等の設備を撤去すること。</u>	
24	－	添付資料１ 事業位置図	市道東阿知和滝１号線 (<u>新</u> 阿知和橋～東名高速道路)	市道東阿知和滝１号線 (阿知和 <u>新</u> 橋～東名高速道路)	修正
24	－	添付資料２ 事業区分図	<u>新</u> 阿知和橋	阿知和 <u>新</u> 橋	修正
25	－	添付資料３ 現況平面図	※添付資料３参照	※添付資料３参照	修正
26	－	添付資料９ 猛禽類の餌場環境の整備について	－	※添付資料９参照	追加

【審査基準書】

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																								
1	3	第５ ２ 一次審査	一次審査は、応募者が提出した一次提案書をもとに、審査委員会により評価を行い、一次審査通過者を選定する。 一次審査は、一次審査項目について採点基準（５段階評価）に基づいて採点し、上位３～５社を一次審査通過者として選定する。一次提案書について、評価Eとなった審査項目が１つでもある場合、その応募者は失格となる。	一次審査は、応募者が提出した一次提案書をもとに、審査委員会により評価を行い、一次審査通過者を選定する。 一次審査は、一次審査項目について採点基準（５段階評価）に基づいて採点し、上位３～５者を一次審査通過者として選定する。一次提案書について、評価Eとなった審査項目が１つでもある場合、その応募者は失格となる。																									
2	5	第６ ２ 加点審査	【二次審査（加点審査）項目】 <table><tr><th>審査項目</th><th>審査の視点</th><th>配点</th></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域経済への貢献</td><td>・市内業者を構成員又は協力企業としているか。 ・事業の実施にあたり、必要な資材・物品等に関し、市内での積極的な調達を行う計画とされているか。</td><td>15</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	審査項目	審査の視点	配点	省略			地域経済への貢献	・市内業者を構成員又は協力企業としているか。 ・事業の実施にあたり、必要な資材・物品等に関し、市内での積極的な調達を行う計画とされているか。	15	省略			【二次審査（加点審査）項目】 <table><tr><th>審査項目</th><th>審査の視点</th><th>配点</th></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域経済への貢献</td><td>・市内業者を構成員、協力企業又は下請企業としているか。 ・事業の実施にあたり、必要な資材・物品等に関し、市内での積極的な調達を行う計画とされているか。</td><td>15</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	審査項目	審査の視点	配点	省略			地域経済への貢献	・市内業者を構成員、協力企業又は下請企業としているか。 ・事業の実施にあたり、必要な資材・物品等に関し、市内での積極的な調達を行う計画とされているか。	15	省略			修正
審査項目	審査の視点	配点																											
省略																													
地域経済への貢献	・市内業者を構成員又は協力企業としているか。 ・事業の実施にあたり、必要な資材・物品等に関し、市内での積極的な調達を行う計画とされているか。	15																											
省略																													
審査項目	審査の視点	配点																											
省略																													
地域経済への貢献	・市内業者を構成員、協力企業又は下請企業としているか。 ・事業の実施にあたり、必要な資材・物品等に関し、市内での積極的な調達を行う計画とされているか。	15																											
省略																													

【様式集及び記載要領】

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】						新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】						区分
			提出書類	様式 番号	提出 部数	書式 サイズ*	ファイル 形式	枚数 制限	提出書類	様式 番号	提出 部数	書式 サイズ*	ファイル 形式	枚数 制限	
1	一	【提出書類一覧 表】	省略						省略						修正
			提案価格内訳書① 【調査・設計業務】	7-3	1	A4	Excel	<u>1</u>	提案価格内訳書① 【調査・設計業務】	7-3	1	A4	Excel	<u>適宜</u>	
			提案価格内訳書② 【施工業務】	7-4	1	A4	Excel	<u>1</u>	提案価格内訳書②-1 【施工業務（性能発注 分）】	7-4-1	1	A4	Excel	<u>適宜</u>	
			提案価格内訳書③ 【維持管理業務】	7-5	1	A4	Excel	<u>1</u>	提案価格内訳書②-2 【施工業務（仕様発注 分）】	7-4-2	<u>1</u>	<u>A4</u>	<u>Excel</u>	<u>適宜</u>	
			提案価格内訳書④ 【企業誘致支援業務】	7-6	1	A4	Excel	<u>1</u>	提案価格内訳書③ 【維持管理業務】	7-5	1	A4	Excel	<u>適宜</u>	
			省略						提案価格内訳書④ 【企業誘致支援業務】	7-6	1	A4	Excel	<u>適宜</u>	
			地域経済への貢献	8-4-2	11	A4	Word	<u>1</u>	省略						
			省略						地域経済への貢献	8-4-2	11	A4	Word	<u>2</u>	
									省略						
									添付書類（地元企業の関 心表明書等（様式8-4-2関 連））	<u>二</u>	<u>1</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
									省略						

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																																														
2	－	【記載要領】２． 作成上の留意事項	省略 <table><tr><th>綴じる区分</th><th>該当様式</th><th>綴じ方</th></tr><tr><td colspan="3">■参加表明及び参加資格確認申請書類</td></tr><tr><td>2(1) 参加表明書、参加資格確認申請書</td><td>様式 2-1～様式 2-7 及び添付資料</td><td>・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイルに 1 冊に綴じること</td></tr><tr><td>2(2) 一次提案書</td><td>様式 3-1～様式 3-6</td><td>・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイルに 1 冊に綴じること</td></tr><tr><td colspan="3">■提案確認書類及び二次提案書</td></tr><tr><td>5(1) 提案確認書類</td><td>様式 6-1～様式 6-4</td><td rowspan="2">・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル 1 冊に綴じること</td></tr><tr><td>5(2) 二次提案書【提案価格書】</td><td>様式 7-1～様式 7-6</td></tr><tr><td>5(3) 二次提案書【事業提案書】</td><td>様式 8-1～様式 8-13</td><td>・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル 1 冊に綴じること</td></tr></table>	綴じる区分	該当様式	綴じ方	■参加表明及び参加資格確認申請書類			2(1) 参加表明書、参加資格確認申請書	様式 2-1～様式 2-7 及び添付資料	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイルに 1 冊に綴じること	2(2) 一次提案書	様式 3-1～様式 3-6	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイルに 1 冊に綴じること	■提案確認書類及び二次提案書			5(1) 提案確認書類	様式 6-1～様式 6-4	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル 1 冊に綴じること	5(2) 二次提案書【提案価格書】	様式 7-1～様式 7-6	5(3) 二次提案書【事業提案書】	様式 8-1～様式 8-13	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル 1 冊に綴じること	省略 <table><tr><th>綴じる区分</th><th>該当様式</th><th>綴じ方</th></tr><tr><td colspan="3">■参加表明及び参加資格確認申請書類</td></tr><tr><td>2(1) 参加表明書、参加資格確認申請書</td><td>様式 2-1～様式 2-7 及び添付資料</td><td>・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること</td></tr><tr><td>2(2) 一次提案書</td><td>様式 3-1～様式 3-6</td><td>・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること</td></tr><tr><td colspan="3">■提案確認書類及び二次提案書</td></tr><tr><td>5(1) 提案確認書類</td><td>様式 6-1～様式 6-4</td><td rowspan="2">・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること</td></tr><tr><td>5(2) 二次提案書【提案価格書】</td><td>様式 7-1～様式 7-6</td></tr><tr><td>5(3) 二次提案書【事業提案書】</td><td>様式 8-1～様式 8-13</td><td>・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること</td></tr></table> ※地元企業の関心表明書等(様式 8-4-2 関連)は、別冊とし、A4判縦長左綴じのパイプ式ファイル又はフラットファイル1冊に綴じること	綴じる区分	該当様式	綴じ方	■参加表明及び参加資格確認申請書類			2(1) 参加表明書、参加資格確認申請書	様式 2-1～様式 2-7 及び添付資料	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること	2(2) 一次提案書	様式 3-1～様式 3-6	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること	■提案確認書類及び二次提案書			5(1) 提案確認書類	様式 6-1～様式 6-4	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること	5(2) 二次提案書【提案価格書】	様式 7-1～様式 7-6	5(3) 二次提案書【事業提案書】	様式 8-1～様式 8-13	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること	修正
綴じる区分	該当様式	綴じ方																																																	
■参加表明及び参加資格確認申請書類																																																			
2(1) 参加表明書、参加資格確認申請書	様式 2-1～様式 2-7 及び添付資料	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイルに 1 冊に綴じること																																																	
2(2) 一次提案書	様式 3-1～様式 3-6	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイルに 1 冊に綴じること																																																	
■提案確認書類及び二次提案書																																																			
5(1) 提案確認書類	様式 6-1～様式 6-4	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル 1 冊に綴じること																																																	
5(2) 二次提案書【提案価格書】	様式 7-1～様式 7-6																																																		
5(3) 二次提案書【事業提案書】	様式 8-1～様式 8-13	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル 1 冊に綴じること																																																	
綴じる区分	該当様式	綴じ方																																																	
■参加表明及び参加資格確認申請書類																																																			
2(1) 参加表明書、参加資格確認申請書	様式 2-1～様式 2-7 及び添付資料	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること																																																	
2(2) 一次提案書	様式 3-1～様式 3-6	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること																																																	
■提案確認書類及び二次提案書																																																			
5(1) 提案確認書類	様式 6-1～様式 6-4	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること																																																	
5(2) 二次提案書【提案価格書】	様式 7-1～様式 7-6																																																		
5(3) 二次提案書【事業提案書】	様式 8-1～様式 8-13	・ A 4 判縦長左綴じのパイプ式ファイル <u>又はフラットファイル</u> 1 冊に綴じること																																																	
3	－	様式 2-6-1	省略 過去 10 年以内における開発面積 10ha 以上の開発許可申請を含む詳細設計業務の実績 <table><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td><u>工業団地</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>工業団地</u>の所在地</td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table> 省略	省略		<u>工業団地</u> の名称		<u>工業団地</u> の所在地		省略		省略 過去 10 年以内における開発面積 10ha 以上の開発許可申請を含む詳細設計業務の実績 <table><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td><u>開発地</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>開発地</u>の所在地</td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table> 省略 <u>注：「設計経歴」欄には、都市計画法施行規則第 19 条第 2 項に該当する実績を記入してください。</u>	省略		<u>開発地</u> の名称		<u>開発地</u> の所在地		省略		修正																														
省略																																																			
<u>工業団地</u> の名称																																																			
<u>工業団地</u> の所在地																																																			
省略																																																			
省略																																																			
<u>開発地</u> の名称																																																			
<u>開発地</u> の所在地																																																			
省略																																																			

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																																																																																					
4	－	様式 2-7	③納税証明書（法人税、消費税、法人事業税）（直近1年分）	③納税証明書（法人税、消費税、法人事業税）（直近1年分） の <u>写し</u>	修正																																																																																					
5	－	様式 3-4	<table><tr><th>費 目</th><th>概算見積り額</th></tr><tr><td>① 調査・設計業務費</td><td></td></tr><tr><td>② 施工業務費</td><td></td></tr><tr><td>③ 維持管理業務費</td><td></td></tr><tr><td>④ 企業誘致支援業務費</td><td></td></tr><tr><td>⑤ その他経費</td><td></td></tr><tr><td>⑥ 小計</td><td></td></tr><tr><td>⑦ 消費税及び地方消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td>⑧ 概算事業費（⑥＋⑦）</td><td></td></tr></table>	費 目	概算見積り額	① 調査・設計業務費		② 施工業務費		③ 維持管理業務費		④ 企業誘致支援業務費		⑤ その他経費		⑥ 小計		⑦ 消費税及び地方消費税相当額		⑧ 概算事業費（⑥＋⑦）		<table><tr><th colspan="2">費 目</th><th>概算見積り額</th></tr><tr><td rowspan="6">性能 発注分</td><td>調査・設計業務費</td><td></td></tr><tr><td>施工業務費</td><td></td></tr><tr><td>維持管理業務費</td><td></td></tr><tr><td>企業誘致支援業務費</td><td></td></tr><tr><td>小 計</td><td></td></tr><tr><td>消費税及び地方消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合計（A）</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">仕様 発注分</td><td>東名高速道路跨道橋の施工費</td><td></td></tr><tr><td>消費税及び地方消費税相当額</td><td></td></tr><tr><td>合計（B）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">概算事業費【合計（A）＋合計（B）】</td><td></td></tr></table>	費 目		概算見積り額	性能 発注分	調査・設計業務費		施工業務費		維持管理業務費		企業誘致支援業務費		小 計		消費税及び地方消費税相当額		合計（A）			仕様 発注分	東名高速道路跨道橋の施工費		消費税及び地方消費税相当額		合計（B）		概算事業費【合計（A）＋合計（B）】			修正																																						
費 目	概算見積り額																																																																																									
① 調査・設計業務費																																																																																										
② 施工業務費																																																																																										
③ 維持管理業務費																																																																																										
④ 企業誘致支援業務費																																																																																										
⑤ その他経費																																																																																										
⑥ 小計																																																																																										
⑦ 消費税及び地方消費税相当額																																																																																										
⑧ 概算事業費（⑥＋⑦）																																																																																										
費 目		概算見積り額																																																																																								
性能 発注分	調査・設計業務費																																																																																									
	施工業務費																																																																																									
	維持管理業務費																																																																																									
	企業誘致支援業務費																																																																																									
	小 計																																																																																									
	消費税及び地方消費税相当額																																																																																									
合計（A）																																																																																										
仕様 発注分	東名高速道路跨道橋の施工費																																																																																									
	消費税及び地方消費税相当額																																																																																									
	合計（B）																																																																																									
概算事業費【合計（A）＋合計（B）】																																																																																										
6	－	様式 6-3	<table><tr><th>提出書類</th><th>様式 番号</th><th>提出 部数</th><th>応募者 確認*</th><th>市確認</th></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>提案価格内訳書① 【調査・設計業務】</td><td>7-3</td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>二次提案書 ワンポイントP R</u></td><td><u>8-12-1</u></td><td><u>11</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二次提案書 概要版</td><td>8-12-2</td><td>11</td><td></td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	提出書類	様式 番号	提出 部数	応募者 確認*	市確認	省略					提案価格内訳書① 【調査・設計業務】	7-3	1			省略					<u>二次提案書 ワンポイントP R</u>	<u>8-12-1</u>	<u>11</u>			二次提案書 概要版	8-12-2	11			省略					<table><tr><th>提出書類</th><th>様式 番号</th><th>提出 部数</th><th>応募者 確認*</th><th>市確認</th></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>提案価格内訳書① 【調査・設計業務】</td><td>7-3</td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>提案価格内訳書②-<u>1</u> 【施工業務（性能発注分）】</td><td><u>7-4-1</u></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>提案価格内訳書②-2</u> 【施工業務（仕様発注分）】</td><td><u>7-4-2</u></td><td><u>1</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>添付書類（地元企業の関心表明 等（様式 8-4-2 関連））</u></td><td><u>二</u></td><td><u>1</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二次提案書 概要版</td><td>8-12</td><td>11</td><td></td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	提出書類	様式 番号	提出 部数	応募者 確認*	市確認	省略					提案価格内訳書① 【調査・設計業務】	7-3	1			提案価格内訳書②- <u>1</u> 【施工業務（性能発注分）】	<u>7-4-1</u>	1			<u>提案価格内訳書②-2</u> 【施工業務（仕様発注分）】	<u>7-4-2</u>	<u>1</u>			省略					<u>添付書類（地元企業の関心表明 等（様式 8-4-2 関連））</u>	<u>二</u>	<u>1</u>			省略					二次提案書 概要版	8-12	11			省略					修正
提出書類	様式 番号	提出 部数	応募者 確認*	市確認																																																																																						
省略																																																																																										
提案価格内訳書① 【調査・設計業務】	7-3	1																																																																																								
省略																																																																																										
<u>二次提案書 ワンポイントP R</u>	<u>8-12-1</u>	<u>11</u>																																																																																								
二次提案書 概要版	8-12-2	11																																																																																								
省略																																																																																										
提出書類	様式 番号	提出 部数	応募者 確認*	市確認																																																																																						
省略																																																																																										
提案価格内訳書① 【調査・設計業務】	7-3	1																																																																																								
提案価格内訳書②- <u>1</u> 【施工業務（性能発注分）】	<u>7-4-1</u>	1																																																																																								
<u>提案価格内訳書②-2</u> 【施工業務（仕様発注分）】	<u>7-4-2</u>	<u>1</u>																																																																																								
省略																																																																																										
<u>添付書類（地元企業の関心表明 等（様式 8-4-2 関連））</u>	<u>二</u>	<u>1</u>																																																																																								
省略																																																																																										
二次提案書 概要版	8-12	11																																																																																								
省略																																																																																										

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																																																				
7	－	様式 7-2	省略 <table><tr><td>提案価格 (税抜き)</td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr></table> 注１ 記載する提案価格は、様式 7－3、<u>様式 7－4</u>、様式 7－5、様式 7－6 における金額と整合をとること。 省略	提案価格 (税抜き)		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	省略 <table><tr><td>提案価格 (<u>税込み</u>)</td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr></table> <u>(提案価格の内訳)</u> <table><tr><td><u>性能発注分に 係る費用 (税込み)</u></td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td><u>仕様発注分に 係る費用 (税込み)</u></td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr></table> 注１ 記載する提案価格は、様式 7－3、<u>様式 7－4－1</u>、<u>様式 7－4－2</u>、 様式 7－5、様式 7－6 における金額と整合をとること。 省略	提案価格 (<u>税込み</u>)		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	<u>性能発注分に 係る費用 (税込み)</u>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	<u>仕様発注分に 係る費用 (税込み)</u>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	修正
提案価格 (税抜き)		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円																																													
提案価格 (<u>税込み</u>)		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円																																													
<u>性能発注分に 係る費用 (税込み)</u>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円																																													
<u>仕様発注分に 係る費用 (税込み)</u>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円																																													
8	－	様式 7-3	<table><tr><td></td><td>費 目</td><td>省略</td></tr><tr><td>直接人件費</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>設計図作成</td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>		費 目	省略	直接人件費				設計図作成		省略			<table><tr><td></td><td>費 目</td><td>省略</td></tr><tr><td>直接人件費</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>各種調査・測量</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td>設計図作成</td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>		費 目	省略	直接人件費				<u>各種調査・測量</u>			設計図作成		省略			修正																									
	費 目	省略																																																							
直接人件費																																																									
	設計図作成																																																								
省略																																																									
	費 目	省略																																																							
直接人件費																																																									
	<u>各種調査・測量</u>																																																								
	設計図作成																																																								
省略																																																									

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分																																																																																						
9	－	様式 7-4-1 様式 7-4-2	様式 7－4 提案価格内訳書②【施工業務】 <table><tr><th>費 目</th><th>省略</th></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td>宅地造成施設</td><td></td></tr><tr><td>周辺アクセス道路等</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>準備工</td><td></td></tr><tr><td>土工</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>軟弱地盤対策工</td><td></td></tr><tr><td>擁壁工</td><td></td></tr><tr><td>法面工</td><td></td></tr><tr><td>法面排水工</td><td></td></tr><tr><td>雨水暗渠工</td><td></td></tr><tr><td>事業用排水工</td><td></td></tr><tr><td>調整池工</td><td></td></tr><tr><td>流末排水工</td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table>	費 目	省略	省略		宅地造成施設		周辺アクセス道路等				準備工		土工				軟弱地盤対策工		擁壁工		法面工		法面排水工		雨水暗渠工		事業用排水工		調整池工		流末排水工		省略		様式 7－4－1 提案価格内訳書②－1【施工業務（性能発注分）】 <table><tr><th>費 目</th><th>省略</th></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr><tr><td>周辺アクセス道路等</td><td></td></tr><tr><td></td><td>市道東阿知和滝 1 号線</td></tr><tr><td>(宅地造成業務)</td><td></td></tr><tr><td>宅地造成施設</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>準備工</td><td></td></tr><tr><td>土工</td><td></td></tr><tr><td></td><td>土工のうち造成協力地粗造成</td></tr><tr><td></td><td>軟弱地盤対策工</td></tr><tr><td></td><td>擁壁工</td></tr><tr><td></td><td>法面工</td></tr><tr><td></td><td>法面排水工</td></tr><tr><td></td><td>雨水排水暗渠工</td></tr><tr><td></td><td>事業排水暗渠工</td></tr><tr><td></td><td>調整池工</td></tr><tr><td></td><td>流末水路工</td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table> 様式 7－4－2 提案価格内訳書②－2【施工業務（仕様発注分）】 <table><tr><th>費 目</th><th>省略</th></tr><tr><td>直接工事費</td><td></td></tr><tr><td>(関連公共整備業務)</td><td></td></tr><tr><td>周辺アクセス道路等</td><td></td></tr><tr><td></td><td>北アクセス道路工</td></tr><tr><td></td><td>橋梁架け替え工</td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table>	費 目	省略	省略		周辺アクセス道路等			市道東阿知和滝 1 号線	(宅地造成業務)		宅地造成施設				準備工		土工			土工のうち造成協力地粗造成		軟弱地盤対策工		擁壁工		法面工		法面排水工		雨水排水暗渠工		事業排水暗渠工		調整池工		流末水路工	省略		費 目	省略	直接工事費		(関連公共整備業務)		周辺アクセス道路等			北アクセス道路工		橋梁架け替え工	省略		修正
費 目	省略																																																																																										
省略																																																																																											
宅地造成施設																																																																																											
周辺アクセス道路等																																																																																											
準備工																																																																																											
土工																																																																																											
軟弱地盤対策工																																																																																											
擁壁工																																																																																											
法面工																																																																																											
法面排水工																																																																																											
雨水暗渠工																																																																																											
事業用排水工																																																																																											
調整池工																																																																																											
流末排水工																																																																																											
省略																																																																																											
費 目	省略																																																																																										
省略																																																																																											
周辺アクセス道路等																																																																																											
	市道東阿知和滝 1 号線																																																																																										
(宅地造成業務)																																																																																											
宅地造成施設																																																																																											
準備工																																																																																											
土工																																																																																											
	土工のうち造成協力地粗造成																																																																																										
	軟弱地盤対策工																																																																																										
	擁壁工																																																																																										
	法面工																																																																																										
	法面排水工																																																																																										
	雨水排水暗渠工																																																																																										
	事業排水暗渠工																																																																																										
	調整池工																																																																																										
	流末水路工																																																																																										
省略																																																																																											
費 目	省略																																																																																										
直接工事費																																																																																											
(関連公共整備業務)																																																																																											
周辺アクセス道路等																																																																																											
	北アクセス道路工																																																																																										
	橋梁架け替え工																																																																																										
省略																																																																																											

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																																				
10	－	様式 7-5	<table><tr><th colspan="2">費 目</th><th>省略</th></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>調整池の管理</td><td></td></tr><tr><td></td><td>巡回</td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	費 目		省略	省略				調整池の管理			巡回		省略			<table><tr><th colspan="2">費 目</th><th>省略</th></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>調整池の管理</td><td></td></tr><tr><td></td><td>猛禽類の餌場環境の管理</td><td></td></tr><tr><td></td><td>土砂、廃棄物等の処分</td><td></td></tr><tr><td></td><td>巡回</td><td></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	費 目		省略	省略				調整池の管理			猛禽類の餌場環境の管理			土砂、廃棄物等の処分			巡回		省略			追加
費 目		省略																																							
省略																																									
	調整池の管理																																								
	巡回																																								
省略																																									
費 目		省略																																							
省略																																									
	調整池の管理																																								
	猛禽類の餌場環境の管理																																								
	土砂、廃棄物等の処分																																								
	巡回																																								
省略																																									
11	－	様式 8-4-1	省略 <u>・市内業者の活用がされているか。</u> 省略	省略	削除																																				
12	－	様式 8-4-2	【評価の視点】 ・市内業者を構成員、協力企業としているか。	【評価の視点】 ・市内業者を構成員、協力企業 <u>又は下請企業</u> としているか。 省略 <u>※地元企業の関心表明書等を添付する場合は、別冊とすること。また、本様式内に関心表明を取り付けた企業のリストを記載すること。</u>	修正																																				
13	－	様式 8-6-1	省略 <u>・施工中における環境保全対策が示されているか。</u> 省略	省略	削除																																				
14	－	様式 8-10	※様式 8-10 参照	※様式 8-10 参照	修正																																				
15	－	様式 8-11	※様式 8-11 参照	※様式 8-11 参照	修正																																				

【支払方法説明書】

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
1	2	第3 1 支払方法の基本的事項	省略 具体的には、関連公共整備業務及び宅地造成業務費の第1回目支払時期は、令和5年4月30日とし、維持管理費、 <u>企業誘致支援業務</u> の第1回目の支払時期は、令和10年4月30日とする。	省略 具体的には、関連公共整備業務及び宅地造成業務費、 <u>並びに企業誘致支援業務費</u> の第1回目支払時期は、令和5年4月30日とし、維持管理費の第1回目の支払時期は、令和10年4月30日とする。	修正
2	2	第3 2 (1) 関連公共整備業務及び宅地造成業務費	関連公共整備業務及び宅地造成業務費は、設計・工事期間中の各年度終了時の出来形及び出来高確認検査並びに完了確認検査の結果を踏まえ、毎年度1回、出来高の10分の9以内の額を支払い、残額は本施設の引渡し後に支払う。	関連公共整備業務及び宅地造成業務費は、設計・工事期間中の各年度終了時の出来形及び出来高確認検査並びに完了確認検査の結果 <u>（以下、「確認検査等」という。）</u> を踏まえ、毎年度1回、出来高の10分の9以内の額を支払い、残額は本施設の引渡し後に支払う。 <u>なお、本施設のうち、先だって引渡しを行うことを指定している東名高速道路跨道橋、造成協力地（以下、「指定部分」という）については、確認検査等を踏まえ、毎年度1回、出来高の10分の9以内の額を支払い、指定部分の引渡し後に、残額を支払う。</u>	修正
3	2	第3 2 (3) 企業誘致支援業務費	企業誘致支援業務費は、 <u>維持管理業務費と同様、本施設の引渡し年度の翌年度以降、事業期間にわたり、年1回、全2回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。</u>	企業誘致支援業務費は、 <u>事業期間にわたり、年1回、全7回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。</u>	修正
4	3	第4 1 (2) 設計業務完了時	事業者は、設計業務完了時に、進出企業との調整を含む設計業務の結果を踏まえ、施工費の内訳を精査し、市と協議のうえ、必要に応じて施工費合意書の変更を行うものとする。 なお、施工費合意書の変更における数量、単価及び金額は、	事業者は、設計業務完了時に、進出企業との調整を含む設計業務の結果を踏まえ、施工費の内訳を精査し、市と協議のうえ、必要に応じて施工費合意書の変更を行うものとする。 なお、施工費合意書の変更における数量、単価及び金額は、	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			施工費合意書に記載のない工種の場合若しくは施工費合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がない場合にあつては、<u>発注者</u>及び事業者が協議して定め、その他の場合にあつては、施工費合意書の記載事項を基礎として市及び事業者が協議して定めるものとする。 ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。	施工費合意書に記載のない工種の場合若しくは施工費合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がない場合にあつては、<u>市</u>及び事業者が協議して定め、その他の場合にあつては、施工費合意書の記載事項を基礎として市及び事業者が協議して定めるものとする。 ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。	

【基本協定書（案）】

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
1	1	第３条（市及び事業者の義務）	1 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、岡崎市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。 2 事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本選定手続に係る市及び岡崎市阿知和地区工業団地造成事業者選定審査委員会の要望事項を尊重しなければならない。	1 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、岡崎市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。 2 事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本選定手続に係る市及び岡崎市阿知和地区工業団地造成事業者選定審査委員会の要望事項を尊重しなければならない。 <u>3 事業者は、進出予定企業と本事業の設計・施工に関する協定を締結し、本事業の設計・施工の実施においては、進出予定企業の意見を踏まえた上で、市にとって最適な設計・施工を実施しなければならない。【※本項は、進出予定企業の募集事業が不調となった場合は削除します。】</u>	追加
2	2	第４条（特定事業共同企業体の組成）	1 事業者が複数の企業により構成される場合、事業者は本協定締結後速やかに、事業契約の仮契約を締結する日までに、特定事業共同企業体を組成するものとし、特定事業共同企業体の組成及び運営に関し特定事業共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを<u>発注者</u>に提出するものとする。なお、特定事業共同企業体協定書において代表企業を定め、代表企業は、特定事業共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、市と折衝する権限並びに本事業に係る事業契約の締結、契約金の請求・受領及び本事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。	1 事業者が複数の企業により構成される場合、事業者は本協定締結後速やかに、事業契約の仮契約を締結する日までに、特定事業共同企業体を組成するものとし、特定事業共同企業体の組成及び運営に関し特定事業共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを<u>市</u>に提出するものとする。なお、特定事業共同企業体協定書において代表企業を定め、代表企業は、特定事業共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、市と折衝する権限並びに本事業に係る事業契約の締結、契約金の請求・受領及び本事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			2 特定事業共同企業体は、契約期間中は、解散し、又は代表企業及び構成員を変更してはならない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。 3 事業者は、第1項に規定する特定事業共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の特定事業共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて<u>発注者</u>に提出するものとする。	2 特定事業共同企業体は、契約期間中は、解散し、又は代表企業及び構成員を変更してはならない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。 3 事業者は、第1項に規定する特定事業共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の特定事業共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて<u>市</u>に提出するものとする。	
3	4	第10条（事業契約）	省略 4 前3項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかの事由に該当するに至った場合、市は、事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものであるときは、事業者は、市の請求に基づき、本事業の契約金額の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合にかかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。 (1) 事業者が、自らに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他倒産法制上の手続について、自らその申立てを決定したとき又はその他	省略 4 前3項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかの事由に該当するに至った場合、市は、事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものであるときは、事業者は、市の請求に基づき、本事業の契約金額の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合にかかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。 (1) 事業者が、自らに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他倒産法制上の手続について、自らその申立てを決定したとき又はその他	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			第三者によりその申立てがなされたとき。 (2) 公正取引委員会が、当該事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。 (3) 公正取引委員会が、当該事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。 (4) 本件契約に関し、事業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 (5) 構成員のいずれかが次のいずれかに該当するとき。 ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第	第三者によりその申立てがなされたとき。 (2) <u>本件契約に関し</u>、公正取引委員会が、当該事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。 (3) <u>本件契約に関し</u>、公正取引委員会が、当該事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。 (4) 本件契約に関し、事業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 (5) 構成員のいずれかが次のいずれかに該当するとき。 ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。	６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			<u>(6) その他、市の入札参加停止措置を受けたとき。</u> 省略	省略	
4	6	第 11 条（追加 契約）	1 要求水準書に示す北アクセス道路工について、市の詳細設計が完了後、市と事業者で協議のうえ、当該費用を決定し、追加契約を行うものとする。	1 要求水準書に示す北アクセス道路工について、市の詳細設計が完了後、市と事業者で協議のうえ、当該費用を決定し、追加契約を行うものとする。 <u>2 進出予定企業の募集事業が不調となった場合に、市は、事業者と協議のうえ、企業誘致活動を行う業務を追加することができる。</u>	追加
5	6	第 13 条（事業 契約不調の場合における処理）	第 13 条（事業契約不調の場合における処理） 1 事由の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。 2 事業契約の締結に至らなかった場合において、事業者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して市から交付を受けた書類及び、その複写物をすべて破棄しなければならない。また、事業者は、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、事業者は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。	第 13 条（事業契約不調の場合における処理） 1 事由の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。 2 事業契約の締結に至らなかった場合において、事業者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して市から交付を受けた書類をすべて返却するとともに、その複写物をすべて破棄しなければならない。	修正

【事業契約書（案）】

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
1	—	事業契約書（案）	1. 事業名 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業 2. 事業の場所 岡崎市東阿知和町、西阿知和町及び真福寺町地内 3. 契約期間 自 令和4年4月〔 〕日 至 令和 <u>10</u> 年3月31日 4. 契約金額 金〔 〕円 うち消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円 5. 契約保証金 本件契約書第11条に記載のとおり	1. 事業名 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業 2. 事業の場所 岡崎市東阿知和町、西阿知和町及び真福寺町地内 3. 契約期間 自 令和4年4月〔 〕日 至 令和 <u>11</u> 年3月31日 4. 契約金額 金〔 〕円 うち消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円 <u>うち性能発注分〔 〕円</u> <u>（うち消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円）</u> <u>うち仕様発注分〔 〕円</u> <u>（うち消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円）</u> 5. 契約保証金 本件契約書第11条に記載のとおり	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			6. 支払条件 本件契約書第9章に記載のとおり 市と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、<u>上記のとおり本件</u>事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本件<u>事業</u>契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、岡崎市議会の議決を得たとき、本契約として認められるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、本件契約は無効となり、市は、損害賠償の責を負わない。 本件契約の証として、本件<u>事業</u>契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 令和4年〔 〕月〔 〕日 市 岡崎市 所在 岡崎市十王町二丁目9番地 代表者 岡崎市長 中根 康浩 事業者 住 所 〔 〕 <u>氏名</u> 〔 〕 代表者 〔 〕	6. 支払条件 本件契約書第9章に記載のとおり 市と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、事業契約<u>（以下「本件契約」という。）</u>を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本件契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、岡崎市議会の議決を得たとき、本契約として<u>の効力が</u>認められるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、本件契約は無効となり、<u>市は、</u>損害賠償の責を負わない。 本件契約<u>締結</u>の証として、本件契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 令和4年〔 〕月〔 〕日 市 岡崎市 所在 <u>愛知県</u>岡崎市十王町二丁目9番地 代表者 岡崎市長 中根 康浩 事業者 住 所 〔 〕 <u>名 称</u> 〔 〕 <u>代表者</u> <u>〔 〕</u>	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
2	1	第1条（定義）	省 略 (4) 「基本協定」とは、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とし、市が「 <u>本事業</u> 」を対象とした優先交渉権者である構成員との間で締結する阿知和地区工業団地造成事業基本協定書による協定をいう。 省 略 (20) 「代表企業」とは構成員を代表する企業で●をいう。	省 略 (4) 「基本協定」とは、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とし、市が本事業を対象とした優先交渉権者である構成員との間で締結する阿知和地区工業団地造成事業基本協定書による協定をいう。 省 略 (20) 「代表企業」とは、 <u>構成員</u> を代表する企業で●をいう。	修正
3	3	第2条（目的及び解釈）	1 本件 <u>事業</u> 契約は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。 2 本件事業契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本件 <u>事業</u> 契約の解釈に影響を与えるものでない。	1 本件契約は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。 2 本件事業契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本件契約の解釈に影響を与えるものでない。	修正
4	3	第4条（共通事項）	5 本件契約の履行に関する期間の定めについては、事業指針に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号。）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。	5 本件契約の履行に関する期間の定めについては、事業指針に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号。 <u>以下「民法」という。</u> ）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。	修正
5	3	第5条（事業期間及び日程）	1 本件契約は、 <u>締結日</u> からその効力を生じ、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は令和11年3月31日に終了した日のいずれか早い方の日に終了する。	1 本件契約は、 <u>岡崎市議会の議決を得たとき</u> からその効力を生じ、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は令和11年3月31日に終了した日のいずれか早い方の日に終了する。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
6	4	第6条(事業内訳書及び事業工程表の作成)	1 事業者は、<u>事業</u>契約締結後、事業費内訳書及び事業工程表を作成し、市に提出し、承認を得なければならない。これらを変更したときも、同様とする。 2 事業費内訳書及び事業工程表は、市及び事業者を拘束するものではない。 3 事業者は、第1項に示す事業費内訳書のほか、支払方法説明書のとおり、施工業務費の内訳を作成し、市と協議の<u>うえ</u>施工業務費に係る各工種の単価について施工費合意書を締結するものとする。	1 事業者は、<u>本件</u>契約締結後、事業費内訳書及び事業工程表を作成し、市に提出し、承認を得なければならない。これらを変更したときも、同様とする。 2 事業費内訳書及び事業工程表は、市及び事業者を拘束するものではない。 3 事業者は、第1項に示す事業費内訳書のほか、支払方法説明書のとおり、施工業務費の内訳を作成し、市と協議の<u>上</u>、施工業務費に係る各工種の単価について施工費合意書を締結するものとする。	修正
7	4	第7条(本事業の実施)	1 <u>本</u>事業は、事業指針に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本契約を履行しなければならない。	1 事業<u>者</u>は、事業指針に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本<u>件</u>契約を履行しなければならない。	修正
8	4	第8条(規定の適用関係)	省略 3 本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。 (1) 募集要項等に関する質問への回答 (2) 募集要項等 (3) 実施方針 (4) 事業者提案書類 なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市の選択に従うものとする。ただし、上記(4)の事業者提案書類内で内容相違がある場合については、市は事前に事業者	省略 3 本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。 (1) 募集要項等に関する質問への回答 (2) 募集要項等 (3) 実施方針 (4) 事業者提案書類 なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市の選択に従うものとする。ただし、上記(4)の事業者提案書類内で内容相違がある場合については、市は<u>、</u>事前に事業	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			と協議した <u>うえ</u> で判断するものとする。また、事業者提案書類の水準が上記（1）、（2）及び（3）に記載の水準を上回る部分については、事業者提案書類の記載が優先する。	者と協議した <u>上</u> で判断するものとする。また、事業者提案書類の水準が上記（1）、（2）及び（3）に記載の水準を上回る部分については、事業者提案書類の記載が優先する。	
9	5	第10条（遅延損害金）	1 市又は事業者 <u>が</u> 、本件契約に基づく支払いを遅延した場合には、本件契約に別段の定めがある場合を除き、未払額につき履行期日の翌日から起算して、当該金銭債務の支払いが完了した日までの期間の日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。	1 市又は事業者 <u>は</u> 、本件契約に基づく支払いを遅延した場合には、本件契約に別段の定めがある場合を除き、未払額につき履行期日の翌日から起算して、当該金銭債務の支払いが完了した日までの期間の日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（ <u>以下「遅延利息の率」という。</u> ）を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。	修正
10	5	第11条（契約の保証）	1 事業者は、本件契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) <u>事業</u> 契約上の債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証 (3) <u>事業</u> 契約上の債務不履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (4) <u>事業</u> 契約上の債務の不履行により生ずる損害を填補す	1 事業者は、本件契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) <u>本件</u> 契約上の債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証 (3) <u>本件</u> 契約上の債務不履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (4) <u>本件</u> 契約上の債務の不履行により生ずる損害を填補す	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			る履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証額又は保険金額は、関連公共整備業務及び宅地造成業務に相当する金額の10分の1以上としなければならない。 <u>3 第1項第4号の場合において、事業者は、自らの負担により、市のために、保険金請求権に、違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を設定するものとする。</u>	る履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証額又は保険金額は、関連公共整備業務及び宅地造成業務に相当する金額の10分の1以上としなければならない。 <u>3 第1項第4号の場合において、市を被保険者とするものとする。ただし、事業者自らを被保険者とする場合には、事業者自らの負担により、市を第1順位とする質権設定を行うものとする。</u>	
11	6	第13条（公租公課の負担）	1 事業者は、本件契約及びこれに基づき締結される合意の履行により生じる租税の<u>すべて</u>を負担する。 2 市は、本件契約の定めるところにより事業者に支払うサービス対価に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。 3 市は、本事業に関連して生じる<u>すべて</u>の租税について、本件契約に別段の定めがある場合を除き、負担しない。	1 事業者は、本件契約及びこれに基づき締結される合意の履行により生じる租税の<u>全て</u>を負担する。 2 市は、本件契約の定めるところにより事業者に支払うサービス対価に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。 3 市は、本事業に関連して生じるすべて<u>全て</u>の租税について、本件契約に別段の定めがある場合を除き、負担しない。	修正
12	6	第14条（許認可及び届出等）	省略 2 前項にかかわらず、事業者自らが取得する必要がある許認可等は、事業者の責任及び費用負担により取得するものとし、市は、必要に応じて協力を行う。	省略 2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、事業者自らが取得する必要がある許認可等は、事業者の責任及び費用負担により取得するものとし、市は、必要に応じて協力を行う。	修正
13	6	第15条（市が実施する業務との調整等）	1 事業者は、本事業に関連して市がその責任及び費用において行う設計、工事及びその他の業務が事業者の業務に密接に関連する場合において、市が必要があると認めるときは、スケジュールの調整その他市の実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない。	1 事業者は、本事業に関連して市がその責任及び費用において行う設計、工事及びその他の業務が事業者の業務に密接に関連する場合において、市が必要があると認めるときは、スケジュールの調整その他<u>の</u>市の実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
14	6	第16条(貸与品)	省略 4 事業者は、業務の完了、契約の終了<u>等</u>によって貸与を受けたものが不要となったときは、直ちにこれを市に返還しなければならない。	省略 4 事業者は、業務の完了、契約の終了<u>その他の事由</u>によって貸与を受けたものが不要となったときは、直ちにこれを市に返還しなければならない。	修正
15	6	第17条(条件変更等)	1 事業者は、本業務を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。 (1) 要求水準書等に誤りがあること。 (2) 本敷地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、募集要項等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。 (3) 募集要項等で明示されていない本敷地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。 2 市は、<u>第1</u>項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を事業者へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。 3 第1項各号に掲げる事実に対応するため事業者へ追加の費用又は損害が発生したときは、募集要項等により発生が確認できる範囲を超えるものについて合理的な範囲で、市が当該追加の費用及び損害を負担する。また、第1項各号に掲げる事実に対応するため本件契約の履行のための費用が減少したときは、サービス対価を減額する。	1 事業者は、本業務を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。 (1) 要求水準書等に誤りがあること。 (2) 本敷地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、募集要項等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。 (3) 募集要項等で明示されていない本敷地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。 2 市は、<u>前</u>項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を事業者へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。 3 第1項各号に掲げる事実に対応するため事業者へ追加の費用又は損害が発生したときは、募集要項等により発生が確認できる範囲を超えるものについて合理的な範囲で、市が当該追加の費用及び損害を負担する。また、第1項各号に掲げる事実に対応するため本件契約の履行のための費用が減少したときは、サービス対価を減額する。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			4 市は、第1項各号に掲げる事実に対応するため必要と認めるときは、別紙1（事業日程）に規定する本事業の日程を、事業者と協議の <u>うえ</u> 、変更しなければならない。	4 市は、第1項各号に掲げる事実に対応するため必要と認めるときは、別紙1（事業日程）に規定する本事業の日程を、事業者と協議の <u>上</u> 、変更しなければならない。	
16	7	第18条（市の請求による要求水準書の変更）	3 第1項又は前条第2項の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合において、市は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、事業者へ通知することができる。この場合において、事業者へ増加費用又は損害が発生したときは、市は、必要な費用を負担しなければならない。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更がなされる場合又は事業者が増加費用 <u>又は</u> 損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。	3 第1項又は前条第2項の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合において、市は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、事業者へ通知することができる。この場合において、事業者へ増加費用又は損害が発生したときは、市は、必要な費用を負担しなければならない。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更がなされる場合又は事業者が増加費用 <u>若しくは</u> 損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。	修正
17	8	第20条（本敷地の使用等）	1 事業者は、本 <u>事業</u> 契約上の義務を履行するために必要な範囲において、市の承諾を得た <u>うえ</u> で本敷地を無償にて使用することができる。ただし、本敷地以外の場所で仮設資材置場等を確保する場合には、事業者の責任及び費用で調達しなければならない。	1 事業者は、本 <u>性</u> 契約上の義務を履行するために必要な範囲において、市の承諾を得た <u>上</u> で、 <u>本</u> 敷地を無償にて使用することができる。ただし、本敷地以外の場所で仮設資材置場等を確保する場合には、事業者の責任及び費用で調達しなければならない。	修正
18	8	第21条（ユーティリティーの調達）	1 事業者は、施工業務等の実施にあたり、必要な電気、ガス、上水、下水排水 <u>等</u> のユーティリティー類を自己の責任及び費用で調達しなければならない。	1 事業者は、施工業務等の実施にあたり、必要な電気、ガス、上水、下水排水 <u>その他</u> のユーティリティー類を自己の責任及び費用で調達しなければならない。	修正
19	8	第22条（事業者が第三者に与えた損害）	1 事業者が本事業を行うにあたり、第三者に損害を与えた場合、事業者は、 <u>本件契約に基づき事業者の負担すべき損害を、</u> 当該第三者に対して賠償しなければならない。	1 事業者が本事業を行うにあたり、第三者に損害を与えた場合、事業者は、当該第三者に対して <u>損害</u> 賠償しなければならない。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			2 市は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に事業者へ通知するものとし、市が第三者に対する賠償を行ったときは、事業者に対し、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。	2 市は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に事業者へ通知するものとし、市が第三者に対する賠償を行ったときは、事業者に対し、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市から <u>求償</u> の請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。	
20	8	第23条（権利義務の譲渡等）	2 事業者は、工事目的物のうち支払方法説明書に示す各年度終了時の出来形及び出来高確認検査並びに完了確認検査の確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。	2 事業者は、工事目的物のうち支払方法説明書に示す各 <u>事業</u> 年度終了時の出来形及び出来高確認検査並びに完了確認検査の確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。	修正
21	9	第24条（成果物及び本施設の利用及び著作権）	1 市は、成果物及び本施設について、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本件契約の終了後も存続するものとする。 2 前項の成果物及び本施設が著作権法（昭和45年法律第48号。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。 3 事業者は、市が、成果物及び本施設を次の各号に掲げる場所により利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（市を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。 (1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部 <u>又は</u> 本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は市が	1 市は、成果物及び本施設について、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本件契約の終了後も存続するものとする。 2 前項の成果物及び本施設が著作権法（昭和45年法律第48号。 <u>以下「著作権法」という。</u> ）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。 3 事業者は、市が、成果物及び本施設を次の各号に掲げる場所により利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（市を除く。 <u>以下この条において同じ。</u> ）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。 (1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部 <u>若し</u>	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。 (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。 (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で市、<u>市</u>の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。 (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。 (5) 本施設を増築し、改築し、修繕<u>若しくは</u>模様替えにより改変し、取り壊すこと。 4 事業者は、自ら又は著作権者をして、第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前の市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 5 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、事前の市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。 (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。 (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。	<u>く</u>は本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。 (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。 (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で市<u>又は</u>市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。 (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。 (5) 本施設を増築し、改築し、修繕<u>又は</u>模様替えにより改変し、取り壊すこと。 4 事業者は、自ら又は著作権者をして、第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前の市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 5 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、事前の市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。 (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。 (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
22	9	第25条（企業誘致支援業務に係る成果物の著作権）	1 前条の規定にかかわらず、事業者は企業誘致支援業務に係る成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を市に譲渡するものとする。	1 前条の規定にかかわらず、事業者は、 <u>企業誘致支援業務</u> に係る成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む <u>。</u> ）を市に譲渡するものとする。	修正
23	10	第26条（第三者の知的財産権等の侵害）	2 事業者が本件契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は本施設若しくは事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、市に対して補償及び賠償し、又は市が指示する必要な措置を行う。 <u>但し</u> 、市が本件契約の履行の方法を指定した場合 <u>で</u> 、当該方法による事業者の契約の履行が第三者の有する知的財産権等を侵害することを過失なく知らなかったときは、 <u>その</u> 限りでない。	2 事業者は、 <u>本件契約</u> の履行に当たり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は本施設若しくは事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、市に対して補償及び賠償し、又は市が指示する必要な措置を行う。 <u>ただし</u> 、市が本件契約の履行の方法を指定した場合 <u>において</u> 、当該方法による事業者の <u>本件契約</u> の履行が第三者の有する知的財産権等を侵害することを過失なく知らなかったときは、 <u>この</u> 限りでない。	修正
24	10	第27条（臨機の措置）	1 事業者は、本業務の履行に当たり、事故が発生したとき又は事故が発生する恐れのあるときは、市の指示を受け、又は市及び事業者が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、事業者の判断により臨機の措置を講じなければならない。	1 事業者は、本業務の履行に当たり、事故が発生したとき又は事故が発生する恐れのあるときは、 <u>市に対してその旨通知し、事業者は</u> 、市の指示を受け、又は市及び事業者が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、事業者の判断により臨機の措置を講じなければならない。	修正
25	10	第28条（監視員）	1 市は、その裁量により、合理的な人数の監視員を置くことができる。市は、監視員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知するものとする。また、	1 市は、その裁量により、合理的な人数の監視員を置くことができる。市は、監視員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知するものとする。また、	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			監視員を変更したとき<u>も</u>変更した日から14日以内にその氏名を事業者へ通知するものとする。 2 監視員は、本件契約の他の条項に定めるもの及び本件契約に基づく市の権限とされる事項のうち、市が必要と認めて監視員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。 (1) 本業務の適正かつ確実な実施を確保するための事業者又は事業者の事業監理者、維持管理業務責任者若しくは企業誘致支援業務責任者に対する請求、通知、確認、承諾、協議、<u>改善措置</u> (2) 要求水準の達成状況の監視 (3) 本件契約に定める義務の履行状況の監視 (4) 事業者が作成<u>及び</u>提出した資料の確認 3 市は、2名以上の監視員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監視員の有する権限の内容を、監視員に本件契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、事業者へ通知するものとする。 4 市が監視員を置いたときは、本件契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、<u>指示</u>は、監視員を経由して行うものとする。この場合においては、監視員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。 5 市が監視員を置かないときは、本件契約に定める監視員の権限は、市に帰属する。	監視員を変更したとき<u>は</u>、変更した日から14日以内に、<u>その氏名を事業者へ通知するものとする。</u> 2 監視員は、本件契約の他の条項に定めるもの及び本件契約に基づく市の権限とされる事項のうち、市が必要と認めて監視員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。 (1) 本業務の適正かつ確実な実施を確保するための事業者又は事業者の事業監理者、維持管理業務責任者若しくは企業誘致支援業務責任者に対する請求、通知、確認、承諾、協議、<u>又は改善措置</u> (2) 要求水準の達成状況の監視 (3) 本件契約に定める義務の履行状況の監視 (4) 事業者が作成<u>又は</u>提出した資料の確認 3 市は、2名以上の監視員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監視員の有する権限の内容を、監視員に本件契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、事業者へ通知するものとする。 4 市が監視員を置いたときは、本件契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、解除、<u>又は指示</u>は、監視員を経由して行うものとする。この場合においては、監視員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。 5 市が監視員を置かないときは、本件契約に定める監視員の権限は、市に帰属する。	
26	11	第29条（事業監	1 事業者は、調査・設計業務及び施工業務期間中、要求水準	1 事業者は、調査・設計業務及び施工業務期間中、要求水準	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
		理者の配置)	書に規定する事業監理者を配置しなければならない。事業者は、調査・設計業務の着手までに、事業監理者の氏名<u>及</u> <u>び</u>住所その他必要な事項を市に通知しなければならない。 2 事業監理者は、関連公共整備業務及び宅地造成業務の履行に関し、その管理及び調整を行うものとし、本契約に基づく関連公共整備業務及び宅地造成業務に係る一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。 (1) 契約金額の変更 (2) 契約金額の請求及び受領 (3) 第32条第1項の請求の受理 (4) 第32条第2項の決定及び通知 (5) 契約の解除に係る権限 3 本契約に定める請求、通知、報告、確認、承認、解除、指示、又は改善措置のうち、関連公共整備業務及び宅地造成業務に係る事項は、事業監理者を經由して行うものとする。この場合においては、事業監理者に到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。 4 事業監理者は、病気、死亡、退職、異動<u>等</u>の特別なやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。	書に規定する事業監理者を配置しなければならない。事業者は、調査・設計業務の着手までに、事業監理者の氏名<u>、</u> 住所その他必要な事項を市に通知しなければならない。 2 事業監理者は、関連公共整備業務及び宅地造成業務の履行に関し、その管理及び調整を行うものとし、本<u>性</u>契約に基づく関連公共整備業務及び宅地造成業務に係る一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。 (1) 契約金額の変更 (2) 契約金額の請求及び受領 (3) 第32条第1項の請求の受理 (4) 第32条第2項の決定及び通知 (5) 契約の解除に係る権限 3 本<u>性</u>契約に定める請求、通知、報告、確認、承認、解除、指示、又は改善措置のうち、関連公共整備業務及び宅地造成業務に係る事項は、事業監理者を經由して行うものとする。この場合においては、事業監理者に到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。 4 事業監理者は、病気、死亡、退職、異動<u>その他</u>特別なやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。	
27	11	第30条（維持管理業務責任者の配置）	1 事業者は、維持管理業務期間中、要求水準書に規定する維持管理業務責任者を配置しなければならない。事業者は、維持管理業務の着手までに、維持管理業務責任者の氏名<u>及び</u>住所その他必要な事項を市に通知しなければなら	1 事業者は、維持管理業務期間中、要求水準書に規定する維持管理業務責任者を配置しなければならない。事業者は、維持管理業務の着手までに、維持管理業務責任者の氏名<u>、</u>住所その他必要な事項を市に通知しなければなら	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			ない。 2 維持管理業務責任者は、維持管理業務の履行に関し、その管理を行うものとし、本件契約に基づく維持管理業務に係る一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。 (1) 契約金額の変更 (2) 契約金額の請求及び受領 (3) 第32条第1項の請求の受理 (4) 第32条第2項の決定及び通知 (5) 契約の解除に係る権限 3 本契約に定める請求、通知、報告、確認、承認、解除、指示、<u>改善措置</u>のうち、維持管理業務に係る事項は、維持管理業務責任者を經由して行うものとする。この場合においては、維持管理業務責任者に到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。	い。 2 維持管理業務責任者は、維持管理業務の履行に関し、その管理を行うものとし、本件契約に基づく維持管理業務に係る一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。 (1) 契約金額の変更 (2) 契約金額の請求及び受領 (3) 第32条第1項の請求の受理 (4) 第32条第2項の決定及び通知 (5) 契約の解除に係る権限 3 本<u>性</u>契約に定める請求、通知、報告、確認、承認、解除、指示<u>又は</u>改善措置のうち、維持管理業務に係る事項は、維持管理業務責任者を經由して行うものとする。この場合においては、維持管理業務責任者に到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。	
28	12	第31条（企業誘致支援業務責任者の配置）	1 事業者は、企業誘致支援業務期間中、要求水準書に規定する企業誘致支援業務責任者を配置しなければならない。事業者は、企業誘致支援業務の着手までに、企業誘致支援業務責任者の氏名<u>及び</u>住所その他必要な事項を市に通知しなければならない。 2 企業誘致支援業務責任者は、企業誘致支援業務の履行に関し、その管理を行うものとし、本件契約に基づく企業誘致支援業務に係る一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。	1 事業者は、企業誘致支援業務期間中、要求水準書に規定する企業誘致支援業務責任者を配置しなければならない。事業者は、企業誘致支援業務の着手までに、企業誘致支援業務責任者の氏名<u>、</u>住所その他必要な事項を市に通知しなければならない。 2 企業誘致支援業務責任者は、企業誘致支援業務の履行に関し、その管理を行うものとし、本件契約に基づく企業誘致支援業務に係る一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			(1) 契約金額の変更 (2) 契約金額の請求及び受領 (3) 第32条第1項の請求の受理 (4) 第32条第2項の決定及び通知 (5) 契約の解除に係る権限 3 本契約に定める請求、通知、報告、確認、承認、解除、指示、 <u>改善措置</u> のうち、維持管理業務に係る事項は、維持管理業務責任者を經由して行うものとする。この場合においては、企業誘致支援業務責任者に到達した日をもって事業者には到達したものとみなす。	(1) 契約金額の変更 (2) 契約金額の請求及び受領 (3) 第32条第1項の請求の受理 (4) 第32条第2項の決定及び通知 (5) 契約の解除に係る権限 3 本 <u>性</u> 契約に定める請求、通知、報告、確認、承認、解除、指示 <u>又は</u> 改善措置のうち、維持管理業務に係る事項は、維持管理業務責任者を經由して行うものとする。この場合においては、企業誘致支援業務責任者に到達した日をもって事業者には到達したものとみなす。	
29	13	第35条(補助金申請等への協力)	1 事業者は、市の求めるところに応じて、国庫補助金交付の申請手続 <u>並びに</u> 会計検査に必要な書類その他の資料の作成を補助するものとする。	1 事業者は、市の求めるところに応じて、国庫補助金交付の申請手続 <u>及び</u> 会計検査に必要な書類その他の資料の作成を補助するものとする。	修正
30	13	第36条(調査業務)	1 事業者は、自己の責任及び費用において、本件契約締結後、関連公共整備業務及び宅地造成業務の設計並びに施工の実施に必要な事前調査を行わなければならない。 2 事業者が <u>第1項</u> の事前調査を行った結果、事業実施場所が施工に支障を来す状態にある場合には、市と各事業者は、当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、協議の結果に基づいて、市は、各事業者が実施した除去修復に起因して各事業者に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、各事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に	1 事業者は、自己の責任及び費用において、本件契約締結後、関連公共整備業務及び宅地造成業務の設計並びに施工の実施に必要な事前調査を行わなければならない。 2 事業者が <u>前項</u> の事前調査を行った結果、事業実施場所が施工に支障を来す状態にある場合には、市と各事業者は、当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、協議の結果に基づいて、市は、各事業者が実施した除去修復に起因して各事業者に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、各事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			請求するものとする。また、この場合に、各事業者が、別紙2（提出書類）「【施工業務】1 着手前に提出する書類」に記載の施工計画書及び工事工程表記載の工期又は引渡し予定日を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市 <u>と</u> 各事業者は、協議により当該変更の可否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第47条第3項の規定に従うものとする。	請求するものとする。また、この場合に、各事業者が、別紙2（提出書類）「【施工業務】1 着手前に提出する書類」に記載の施工計画書及び工事工程表記載の工期又は引渡し予定日を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市 <u>及び</u> 各事業者は、協議により当該変更の可否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第47条第3項の規定に従うものとする。	
31	14	第37条（調査業務に関する第三者の使用）	1 事業者は、事前の市への書面による承諾を得た上で、調査業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。 2 <u>事業者は</u> 、前項の規定に基づく第三者の使用は <u>すべて</u> 事業者の責任において行うものとする。	1 事業者は、事前の市への書面による承諾を得た上で、調査業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。 2 前項の規定に基づく第三者の使用は <u>全て</u> 事業者の責任において行うものとする。	修正
32	14	第38条（調査・設計業務）	1 事業者は、 <u>事業</u> 契約締結後、事業指針に基づき、速やかに、調査・設計業務を開始するものとする。	1 事業者は、 <u>本件</u> 契約締結後、事業指針に基づき、速やかに、調査・設計業務を開始するものとする。	修正
33	14	第40条（調査・設計業務に関する第三者の使用）	1 事業者は、事前の市への書面による承諾を得た上で、調査・設計業務の一部を第三者に委託することができるものとし、業務の全部を第三者に委託することはできない。 2 <u>事業者は</u> 、前項の規定に基づく第三者の使用は <u>すべて</u> 事業者の責任において行うものとする。	1 事業者は、事前の市への書面による承諾を得た上で、調査・設計業務の一部を第三者に委託することができるものとし、業務の全部を第三者に委託することはできない。 2 前項の規定に基づく第三者の使用は <u>全て</u> 事業者の責任において行うものとする。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
34	14	第41条（設計の完了）	1 事業者は、設計業務を完了したと判断したときは、別紙2（提出書類）「【設計業務】3 設計完了時に提出する書類」に記載する書類を市に提出するものとする。市は、設計成果物を受領したときは、当該設計成果物の内容が、要求水準書及び事業者提案書類に適合するか否かを確認し、その結果を設計成果物を受領した日を含めて30日以内に事業者に書面で通知しなければならない。市は、提出を受けた設計成果物の内容が、要求水準書及び事業者提案書類に適合しないと認めるときは、事業者の費用負担において、その修正を求めることができるものとし、事業者はこれに従い、修正の<u>うえ</u>、市の確認を受けるものとする。 2 事業者は、要求水準書に従い、設計工程表に定めた日までに、前項により確認を受けた詳細設計図書を市に提出するものとする。市は、詳細設計図書を事業者から受領したことを理由として、設計業務について何らの責任を負担するものではない。 3 事業者は、支払方法説明書のとおり、設計業務完了時に、設計業務の結果を踏まえ、施工費の内訳を精査し、市と協議の<u>うえ</u>、対外協議を事由とした設計内容の変更など必要に応じて施工費合意書の変更を行うものとする。	1 事業者は、設計業務を完了したと判断したときは、別紙2（提出書類）「【設計業務】3 設計完了時に提出する書類」に記載する書類を市に提出するものとする。市は、設計成果物を受領したときは、当該設計成果物の内容が、要求水準書及び事業者提案書類に適合するか否かを確認し、その結果を設計成果物を受領した日を含めて30日以内に事業者に書面で通知しなければならない。市は、提出を受けた設計成果物の内容が、要求水準書及び事業者提案書類に適合しないと認めるときは、事業者の費用負担において、その修正を求めることができるものとし、事業者は、<u>これ</u>に従い、修正の<u>上</u>、市の確認を受けるものとする。 2 事業者は、要求水準書に従い、設計工程表に定めた日までに、前項により確認を受けた詳細設計図書を市に提出するものとする。市は、詳細設計図書を事業者から受領したことを理由として、設計業務について何らの責任を負担するものではない。 3 事業者は、支払方法説明書のとおり、設計業務完了時に、設計業務の結果を踏まえ、施工費の内訳を精査し、市と協議の<u>上</u>、対外協議を事由とした設計内容の変更など必要に応じて施工費合意書の変更を行うものとする。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
35	15	第42条（詳細設計図書の変更）	3 第1項及び前項の市と事業者との間における協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合には、市が詳細設計図書の合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。	3 第1項及び前項の市と事業者との間における協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合には、市が詳細設計図書の合理的な変更案を定めるものとし、事業者は、これに従わなければならない。	修正
36	15	第43条（詳細設計図書の変更に伴う増加費用の負担）	1 事業者は、前条第1項に定める変更の請求により、詳細設計図書の変更に伴う措置を検討するに当たり、本施設の引渡しの遅延、サービス対価の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が必要かつ最小限となるように検討しなければならない。 2 市は、<u>第1項</u>によってもなお事業者に増加費用が発生する場合は、事業者と協議を行うこととし、市が本条第3項ないし第6項の規定に従って負担するものとする。また、本施設の引渡しの遅延が見込まれる場合は、市は、事業者と協議の上、引渡日を変更できるものとする。 3 第1項の場合、前項にかかわらず、市は、関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の増額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて詳細設計図書の変更をすることができる。この場合において、詳細設計図書の変更内容及び費用は、市と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。 4 前条第1項に定める変更の請求が法令等の変更又は不可抗力によるときには、詳細設計図書の変更にに関して事業者に発生する合理的な増加費用に関しては別紙3（法令等の	1 事業者は、前条第1項に定める変更の請求により、詳細設計図書の変更に伴う措置を検討するに当たり、本施設の引渡しの遅延、サービス対価の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が必要かつ最小限となるように検討しなければならない。 2 市は、<u>前項</u>によってもなお事業者に増加費用が発生する場合は、事業者と協議を行うこととし、市が本条第3項ないし第6項の規定に従って負担するものとする。また、本施設の引渡しの遅延が見込まれる場合は、市は、事業者と協議の上、引渡日を変更できるものとする。 3 第1項の場合、前項にかかわらず、市は、関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の増額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて詳細設計図書の変更をすることができる。この場合において、詳細設計図書の変更内容及び費用は、市と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。 4 前条第1項に定める変更の請求が法令等の変更又は不可抗力によるときには、詳細設計図書の変更にに関して事業者に発生する合理的な増加費用に関しては別紙3（法令等の	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			変更による費用の負担割合）又は別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定める方法により負担方法がそれぞれ適用される。 5 前条の規定に従って詳細設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由（事業者の事由による調査・設計内容の不備、履行の遅れ、第2項の規定に従って事業者が市に対して設計成果物を提出した後に、当該設計成果物が本件契約に従っていない又は当該設計成果物では要求水準書の内容を充足しないことを含むが、これに限定されない。）によるときには、事業者が、当該詳細設計図書の変更に関して事業者が発生する増加費用を負担する。 6 前条の規定に従って詳細設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が市の責めに帰すべき事由（市の事由による設計変更、提示条件等の不備又は変更、本敷地の瑕疵を含むが、これに限定されない。）によるときには、市が当該詳細設計図書の変更に関して事業者が発生する増加費用を負担するものとする。	変更による費用の負担割合）又は別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定める方法により負担方法がそれぞれ適用される。 5 前条の規定に従って詳細設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由（事業者の事由による調査・設計内容の不備、履行の遅れ、<u>第41条</u>第2項の規定に従って事業者が市に対して設計成果物を提出した後に、当該設計成果物が本件契約に従っていない又は当該設計成果物では要求水準書の内容を充足しないことを含むが、これに限定されない。）によるときには、事業者が、当該詳細設計図書の変更に関して事業者が発生する増加費用を負担する。 6 前条の規定に従って詳細設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が市の責めに帰すべき事由（市の事由による設計変更、提示条件等の不備又は変更、本敷地の瑕疵を含むが、これに限定されない。）によるときには、市が当該詳細設計図書の変更に関して事業者が発生する増加費用を負担するものとする。	
37	16	第45条（近隣対策等）	1 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他本工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲内で近隣対策を実施するものとする <u>（近隣住民への安全対策を含む。）</u>。 2 市は、本施設の設置に関する近隣住民等の要望活動・訴	1 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他本工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲内で近隣対策 <u>（近隣住民への安全対策を含む。）</u> を実施するものとする 2 市は、本施設の設置に関する近隣住民等の要望活動・訴	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			訟及び募集要項等において事業者に提示した条件について市の責めに帰すべき事由による近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して増加費用を生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。 3 前項に定める以外の事由に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用については、事業者が負担するものとする。かかる増加費用について市が直接負担する場合には、事業者は当該増加費用相当額につき、市に対して損害賠償を行うものとする。 4 前2項の規定にかかわらず、地下水の断絶に起因する近隣住民等の要望活動・訴訟である場合、その対応と対応に要する費用の負担は、市と事業者で別途協議のうえ、定めるものとする。	訟及び募集要項等において事業者に提示した条件について市の責めに帰すべき事由による近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して増加費用を生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。 3 前項に定める事由以外の事由に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用については、事業者が負担するものとする。かかる増加費用について市が直接負担する場合には、事業者は、当該増加費用相当額につき、市に対して損害賠償を行うものとする。 4 前2項の規定にかかわらず、地下水の断絶に起因する近隣住民等の要望活動・訴訟である場合、その対応と対応に要する費用の負担は、市及び事業者が別途協議の上、定めるものとする。	
38	16	第46条（施工業務の中止）	1 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して本工事の中止の理由及び内容を記載した書面を交付して、施工業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。 2 前項に定めるところにより施工業務が中止された場合、施工業務の中止により事業者が直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従うものとする。 (1) 施工業務の中止が市の責めに帰すべき事由による場合	1 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して本工事の中止の理由及び内容を記載した書面を交付して、施工業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。 2 前項に定めるところにより施工業務が中止された場合、施工業務の中止により事業者が直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し又は労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、市及び事業者は、次の各号に定めるところに従うものとする。 (1) 施工業務の中止が市の責めに帰すべき事由による場合	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			は、市がこれを負担するものとし、市は、事業者と協議の上、関連公共整備業務及び宅地造成業務費を増額することにより事業者に対して支払うものとする。 (2) 施工業務の中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれを負担する。 (3) 施工業務の中止が法令等の変更による場合は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市又は事業者が負担するものとする。 (4) <u>施工業務本工事</u>の中止が不可抗力による場合は、別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定める方法により、市及び事業者が負担するものとする。	は、市がこれを負担するものとし、市は、事業者と協議の上、関連公共整備業務及び宅地造成業務費を増額することにより事業者に対して支払うものとする。 (2) 施工業務の中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれを負担する。 (3) 施工業務の中止が法令等の変更による場合は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市又は事業者が負担するものとする。 (4) <u>施工業務</u>の中止が不可抗力による場合は、別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定める方法により、市及び事業者が負担するものとする。	
39	17	第48条（著しく短い工期の禁止）	1 市は、工期の延長又は短縮を行うときは、本事業に <u>準じ</u> する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、 <u>止</u> むを得ない事由により事業の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。	1 市は、工期の延長又は短縮を行うときは、本事業に <u>従事</u> する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、 <u>や</u> むを得ない事由により事業の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。	修正
40	17	第49条（工期変更の場合の費用負担）	1 <u>前</u> 条の定めるところにより本工事に係る工期が変更された場合、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本工事の実施に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、市及び事業者は、その負担について、第46条第2項を、「 <u>本工事施工業務の中止</u> 」を「当該工期の変更」と読み換えた <u>うえ</u> で、準用する。	1 <u>第47</u> 条の定めるところにより本工事に係る工期が変更された場合、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本工事の実施に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、市及び事業者は、その負担について、第46条第2項を、「 <u>施工業務が中止</u> 」とあるのは「 <u>当該工期が変更</u> 」と、「 <u>施工業務の中止</u> 」とあるのは「当該工期の変更」と読み換えた <u>上</u> で、準用する。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
41	18	第50条（施工業務）	6 事業者は、支払方法説明書のとおり、本施設の引渡予定日の1年前までに、施工業務の結果を踏まえ、施工費の内訳を精査し、市と協議の <u>うえ</u> 、必要に応じて施工費合意書の変更を行うものとする。	6 事業者は、支払方法説明書のとおり、本施設の引渡予定日の1年前までに、施工業務の結果を踏まえ、施工費の内訳を精査し、市と協議の <u>上</u> 、必要に応じて施工費合意書の変更を行うものとする。	修正
42	18	第51条（現場代理人等の配置）	1 事業者は、施工業務の着手時に、現場代理人を配置させ、その氏名<u>及び</u>その他必要な事項を市に通知しなければならない。 2 事業者は、施工業務の着手時に、建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置させ、その氏名<u>及び</u>その他必要な事項を市に通知しなければならない。 3 事業者は、施工業務の着手時に、土木工事共通仕様書（国土交通省）に規定される品質証明員を配置させ、その氏名及びその他必要な事項を市に通知しなければならない。 4 事業者は、施工業務の着手時に、安全衛生法第15条に規定される統括安全衛生責任者を配置させ、その氏名<u>及び</u>その他必要な事項を市に通知しなければならない。	1 事業者は、施工業務の着手時に、現場代理人を配置させ、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。 2 事業者は、施工業務の着手時に、建設業法（<u>昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。</u>）第26条に規定する監理技術者を専任で配置させ、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。 3 事業者は、施工業務の着手時に、土木工事共通仕様書（国土交通省）に規定される品質証明員を配置させ、その氏名及びその他必要な事項を市に通知しなければならない。 4 事業者は、施工業務の着手時に、安全衛生法（<u>昭和47年法律第57号</u>）第15条に規定される統括安全衛生責任者を配置させ、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
43	18	第52条（施工業務における第三者の使用等）	2 事業者は、建設業法（ <u>昭和24年法律第100号</u> ）第24条の8に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを市に提出するものとし、その内容を変更したときは、直ちにかかる変更について市に通知するものとする。	2 事業者は、建設業法第24条の8に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを市に提出するものとし、その内容を変更したときは、直ちにかかる変更について市に通知するものとする。	修正
44	19	第53条（不可抗力による損害）	1 事業者は、本施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本施設、仮設物、隣接施設、又は工事現場に搬入済みの工事材料 <u>その他</u> 建設機械器具等に損害が生じたときは、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。	1 事業者は、本施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本施設、仮設物、隣接施設、又は工事現場に搬入済みの工事材料 <u>若しくは</u> 建設機械器具に損害が生じたときは、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。	修正
45	19	第54条（事業者による完成検査）	1 事業者は、その日程を14日前までに市に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、本施設の完成検査を行うものとする。 2 事業者は、<u>第1項</u>の完成検査に先立って、事業者の費用負担において、法令等に基づく関係機関の完了検査及び設備等の試運転を行い、本施設が要求水準に適合することを確認するものとする。 3 市は事業者に対し、第1項に定めるところの完成検査への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。<u>ただし、市は、かかる立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。</u> 4 前項に定めるところの市の立会いの有無を問わず、事業	1 事業者は、その日程を14日前までに市に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、本施設の完成検査を行うものとする。 2 事業者は、<u>前項</u>の完成検査に先立って、事業者の費用負担において、法令等に基づく関係機関の完了検査及び設備等の試運転<u>を</u>行い、本施設が要求水準に適合することを確認するものとする。 3 市は、<u>事業者</u>に対し、第1項に定めるところの完成検査への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。 4 前項に定めるところの市の立会いの有無を問わず、事業	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			者は <u>市に対して</u> 、第1項に定めるところの事業者による完成検査において、本施設が事業指針及び詳細設計図書に従い要求水準が達成されているか否かの検査が終了したときは、市に対し、別紙2（提出書類）「【施工業務】3 工事完成時に提出する書類」に定める工事完成届等を <u>市に</u> 提出する。	者は、第1項に定めるところの事業者による完成検査において、本施設が事業指針及び詳細設計図書に従い要求水準が達成されているか否かの検査が終了したときは、市に対し、別紙2（提出書類）「【施工業務】3 工事完成時に提出する書類」に定める工事完成届等を提出する。	
46	19	第55条（市による完成確認及び完成通知書の交付）	1 市は、前条第 <u>3</u> 項の規定による完成届等の提出を受けた日から14日以内に、監視員、事業者の事業監理者 <u>等</u> の立会いの上、完成確認を実施し、要求水準書、事業者提案書類及び詳細設計図書のとおり本工事が完了していることを確認したときは、完成通知書を事業者に交付しなければならない。	1 市は、前条第 <u>4</u> 項の規定による <u>工事</u> 完成届等の提出を受けた日から14日以内に、監視員、事業者の事業監理者 <u>その他立会いの権限を有する者</u> の立会いの上、完成確認を実施し、要求水準書、事業者提案書類及び詳細設計図書のとおり本 <u>施設の</u> 工事が完了していることを確認したときは、完成通知書を事業者に交付しなければならない。 省略	修正
47	20	第56条（引渡し及び部分引渡し）	第56条（引渡し） 1 市は、前条第1項の完成通知書を交付し、 <u>事業者が要求水準書及び事業者提案書類に記載された内容の維持管理業務を実施可能な体制にあることを確認した後</u> 、引渡しにおいて、事業者から完成図書及び目的物引渡書の交付を受け、本施設の引渡しを受けるものとする。	第56条（引渡し <u>及び部分引渡し</u> ） 1 市は、前条第1項の完成通知書を交付した後、引渡しにおいて、事業者から完成図書及び目的物引渡書の交付を受け、本施設の引渡しを受けるものとする。 <u>ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案書類に記載された内容の維持管理業務を実施可能な体制にない場合は、この限りでない。</u> 2 本施設のうち、先だって引渡しを行うことを指定している東名高速道路跨道橋及び造成協力地（以下、「指定部分」という。）において、指定部分の工事が完了したときにつ	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
				いては、第54条、第55条、本条第1項（ただし書きの規定を除く）、及び第57条の規定を準用する。この場合において、「本施設」とあるのは、「本施設の指定部分」と読み替えるものとする。	
48	20	第57条（引渡し の遅延）	2 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡日までに事業者から市に本施設の引渡しがなされない場合、<u>本施設の引渡しが遅延した場合</u>、事業者は遅延損害金を支払うものとする。遅延損害金は、関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価から部分引渡しを受けた部分に相応する対価を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律</u>第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。この場合の遅延損害金の計算方法は年365日の日割計算とする。 3 不可抗力により、引渡日までに事業者から市に本施設の引渡しがなされない場合、本施設の引渡しがなされないことに起因して事業者が生じた合理的な増加費用の負担は、別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定めるところによる。この場合、必要に応じて、市は事業者と関係者協議会において、市によるかかる増加費用の支払いの条件及び方法等について協議することができる。	2 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡日までに事業者から市に本施設の引渡しがなされない場合、事業者は、<u>遅延損害金を支払うものとする</u>。遅延損害金は、関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価から部分引渡しを受けた部分に相応する対価を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。この場合の遅延損害金の計算方法は、<u>年365日の日割計算</u>とする。 3 不可抗力により、引渡日までに事業者から市に本施設の引渡しがなされない場合、本施設の引渡しがなされないことに起因して事業者が生じた合理的な増加費用の負担は、別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定めるところによる。この場合、必要に応じて、市は、<u>事業者と関係者協議会</u>において、市によるかかる増加費用の支払いの条件及び方法等について協議することができる。	修正
49	21	第59条（契約 不適合責任期間 等）	1 市は、引き渡された工事目的物に関し、第56条の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金	1 市は、引き渡された工事目的物に関し、第56条の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。 4 市が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者へ通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。 5 市は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。 6 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失	の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。 4 市が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者へ通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。 5 市は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。 6 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。 8 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監視員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。	により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。 8 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監視員の指図により生じたものであるときは、市は、<u>当該契約不適合</u>を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。	
50	22	第 60 条（維持管理業務）	1 事業者は、対象施設にかかる引渡しを行った後直ちに、事業指針に基づき、維持管理業務を開始するものとする。	1 事業者は、 <u>維持管理業務の対象となる施設（以下「維持管理対象施設」という。）</u> にかかる引渡しを行った後直ちに、事業指針に基づき、維持管理業務を開始するものとする。	修正
51	23	第 64 条（年間報告書の作成及び現地検査）	1 事業者は、維持管理業務期間中において、事業年度の終了後速やかに、別紙 2（提出書類）「【維持管理業務】3 完了時に提出する書類」に <u>示す</u> 年間報告書を作成し、市の確認を受けるものとする。	1 事業者は、維持管理業務期間中において、事業年度の終了後速やかに、別紙 2（提出書類）「【維持管理業務】3 完了時に提出する書類」に <u>定める</u> 年間報告書を作成し、市の確認を受けるものとする。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			2 事業年度の終了時（年間報告書の提出後）、事業者は、維持管理業務責任者の立会の <u>うえ</u> 、市による現地検査を受けるものとする。現地検査の日時は市と事業者が協議の <u>うえ</u> 、定めるものとする。市は現地検査の終了後、その結果を事業者に交付する。	2 事業年度の終了時（年間報告書の提出後）、事業者は、維持管理業務責任者の立会の <u>上</u> 、市による現地検査を受けるものとする。現地検査の日時は市と事業者が協議の <u>上</u> 、定めるものとする。市は、 <u>上</u> 現地検査の終了後、その結果を事業者に交付する。	
52	23	第65条（維持管理業務の完了）	2 <u>第1</u> 項に <u>示す</u> 措置の完了後、事業者は、前条に <u>示す</u> 年間報告書の提出及び現地検査により、維持管理業務の完了 <u>を</u> 確認を受けるものとする。	2 <u>前</u> 項に示す <u>定める</u> 措置の完了後、事業者は、前条に <u>定め</u> <u>る</u> 年間報告書の提出及び現地検査により、維持管理業務の完了 <u>の</u> 確認を受けるものとする。	修正
53	23	第66条（企業誘致支援業務）	1 事業者は、本件 <u>事業</u> 契約締結後、事業指針に基づき、速やかに、企業誘致支援業務を開始するものとする。	1 事業者は、本件契約締結後、事業指針に基づき、速やかに、企業誘致支援業務を開始するものとする。	修正
54	24	第67条（企業誘致支援業務に関する第三者の使用）	省略 2 事業者は、前項の規定に基づく第三者の使用は <u>すべて</u> 事業者の責任において行うものとする。	省略 2 事業者は、前項の規定に基づく第三者の使用は <u>全て</u> 事業者の責任において行うものとする。	修正
55	24	第68条（企業誘致支援業務内容の変更）	第68条（企業誘致業務内容の変更） 1 市又は事業者の一方が、 <u>上</u> 企業誘致業務の内容及び業務期間を変更する必要があるときは、 <u>両者</u> の協議により、当該変更の可否を定めることができるものとする。 2 前項の協議により業務内容の変更があったときは、当該	第68条（企業誘致 <u>支援</u> 業務内容の変更） 1 市又は事業者の一方が企業誘致 <u>支援</u> 業務の内容及び業務期間を変更する必要があるときは、 <u>市及び事業者</u> の協議により、当該変更の可否を定めることができるものとする。 2 前項の協議により業務内容の変更があったときは、当該	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			業務の変更に伴う企業誘致業務費の取り扱いは、協議によるものとする。	業務の変更に伴う企業誘致 <u>支援</u> 業務費の取り扱いは、 <u>市及び事業者</u> の協議によるものとする。	
56	24	第70条（モニタリングの実施）	省略 6 前項の改善勧告に対し事業者による改善が見込まれない場合には、市は、モニタリング計画書に規定する方法に従い、サービス対価の減額<u>及び</u>契約解除<u>等</u>の措置をとることができるものとする。	省略 6 前項の改善勧告に対し事業者による改善が見込まれない場合には、市は、モニタリング計画書に規定する方法に従い、サービス対価の減額、契約解除等<u>その他</u>の措置をとることができるものとする。	修正
57	25	第72条（債務負担行為に係る契約の特則）	1 各会計年度における関連公共整備業務及び宅地造成業務費の支払額は各年度における算出予算の範囲内とする。 2 市は、予算上の都合その他必要があるときは、前項の支払いの限度額の変更を事業者に対して請求することができるものとし、市は、事業者と協議を行った<u>うえ</u>で、前項の支払いの限度額を変更できるものとする。 3 事業者は、前会計年度末において請求することができる額が、前会計年度において第1項に規定する支払の限度額を超えた場合においては、当該会計年度の当初に当該超過額について、市と協議を行った<u>うえ</u>で、対価の一部支払<u>い</u>を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から30日以内に一部支払金を支払わなければならない。 4 事業者は、前項の一部支払について、当該会計年度の予算の執行が可能となる時期以前に請求することはできない。	1 <u>市</u>の各会計年度における関連公共整備業務及び宅地造成業務費の支払額は、<u>別紙7に定める各会計</u>年度における算出予算の範囲内とする。 2 市は、予算上の都合その他必要があるときは、前項の支払いの限度額の変更を事業者に対して請求することができるものとし、市は、事業者と協議を行った<u>上</u>で、前項の支払いの限度額を変更できるものとする。 3 事業者は、前会計年度末において請求することができる額が、前会計年度において第1項に規定する支払の限度額を超えた場合においては、当該会計年度の当初に当該超過額について、市と協議を行った<u>上</u>で、対価の一部支払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から30日以内に一部支払金を支払わなければならない。 4 事業者は、前項の一部支払について、当該会計年度の予算の執行が可能となる時期以前に請求することはできない。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
58	25	第74条（法令等 の変更による通 知）	2 市及び事業者は、前項の通知がなされたとき以降において、本件契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。この場合において、市 <u>又は</u> 事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。	2 市及び事業者は、前項の通知がなされたとき以降において、本件契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。この場合において、市 <u>及び</u> 事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。	修正
59	26	第75条（法令等 の変更に係る協 議及び追加的な 費用の負担等）	1 市及び事業者は、市が事業者から前条第1項の通知を受領したときは、本件契約に別段の定めがある場合を除き、法令等の変更に対応するため、速やかに本件契約及び要求水準書等の変更 <u>並びに</u> 追加的な費用の負担等について協議しなければならない。 2 前項の <u>規定にかかわらず</u> 、当該法令等の公布の日から120日以内に市及び事業者が合意に至らないときは（ <u>但し</u> 、緊急を要するものについては120日の協議期間の経過を待たず直ちに）、市は当該法令等の変更に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者が生じる追加的な費用の負担は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）に定める負担割合によるものとし、事業者の本件契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分をサービス対価から控除するものとする。	1 市及び事業者は、市が事業者から前条第1項の通知を受領したときは、本件契約に別段の定めがある場合を除き、法令等の変更に対応するため、速やかに本件契約及び要求水準書等の変更並びに追加的な費用の負担等について協議しなければならない。 2 前項の <u>協議が調わず、又は協議ができず</u> 、当該法令等の公布の日から120日以内に市及び事業者が合意に至らないときは（ <u>ただし</u> 、緊急を要するものについては、 <u>120日</u> の協議期間の経過を待たず直ちに）、市は、 <u>当</u> 該法令等の変更に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、 <u>これ</u> に従い本件契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者が生じる追加的な費用の負担は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）に定める負担割合によるものとし、事業者の本件契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分をサービス対価から控除するものとする。	修正
60	26	第76条（法令等 の変更による契	1 市は、本件契約の締結後における法令等の変更により本事業の継続が困難又は本件契約の履行のために多大な費	1 市は、本件契約の締結後における法令等の変更により本事業の継続が困難又は本件契約の履行のために多大な費	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
		約の終了)	用を要すると判断したときは、 <u>事業者と協議のうえ</u> 、本件契約を解除により終了させることができる。	用を要すると判断したときは、本件契約を解除により終了させることができる。	
61	26	第77条（不可抗力による通知等）	2 市及び事業者は、本件契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。この場合において、市 <u>又</u> <u>は</u> 事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。	2 市及び事業者は、本件契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。この場合において、市 <u>及</u> <u>び</u> 事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。	修正
62	26	第78条（不可抗力に係る協議及び追加的な費用の負担等）	1 市及び事業者は、市が事業者から前条第1項の通知を受領したときは、本件契約に別段の定めがある場合を除き、当該不可抗力に対応するため、速やかに本件契約及び要求水準書等の変更 <u>、並びに追加的な費用の負担等について協議しなければならない。</u> 2 前項の <u>規定にかかわらず</u> 、当該不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、 <u>（但し、</u> 緊急を要するものについては、60日の協議期間の経過を待たず直ちに）市は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者が生じる追加的な費用の負担は、別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定める負担割合によるものとし、事業者の本件契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分をサービス対価から控除するものとする。	1 市及び事業者は、市が事業者から前条第1項の通知を受領したときは、本件契約に別段の定めがある場合を除き、当該不可抗力に対応するため、速やかに本件契約及び要求水準書等の変更並びに追加的な費用の負担等について協議しなければならない。 2 前項の <u>協議が整わず、又は協議ができず</u> 、当該不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、 <u>（ただし、</u> 緊急を要するものについては、60日の協議期間の経過を待たず直ちに） <u>、</u> 市は、 <u>当</u> 当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、 <u>これ</u> に従い本件契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者が生じる追加的な費用の負担は、別紙4（不可抗力による費用の負担割合）に定める負担割合によるものとし、事業者の本件契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分をサービス対価から控除するものとする。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
63	27	第80条（不可抗力による契約の終了）	1 第78条第1項の <u>規定にかかわらず</u> 、不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は、同条第2項の規定にかかわらず、事業者に書面により通知することにより、本件契約を解除により終了することができるものとする。	1 第78条第1項の <u>協議が整わず、又は協議ができず</u> 、不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は、同条第2項の規定にかかわらず、事業者に書面により通知することにより、本件契約を解除により終了することができるものとする。	修正
64	27	第81条（市の任意解除権）	1 市は、本件契約の締結日から事業期間の終了日までの間は、次条、 <u>又は第83条の規定による</u> ほか、市の政策変更等の理由で必要があるときは、本件契約を解除することができる。	1 市は、本件契約の締結日から事業期間の終了日までの間は、次条、第83条 <u>その他本件契約に定めるものの</u> ほか、市の政策変更等の理由で必要があるときは、本件契約を解除することができる。	修正
65	28	第83条（市の催告によらない解除権）	1 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本件契約の解除をすることができる。 (1) 第23条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。 (2) 第23条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。 (3) 本件契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。 (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。 (5) 事業者が本件契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (6) 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業	1 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本件契約の解除をすることができる。 (1) 第23条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。 (2) 第23条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。 (3) 本件契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。 (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。 (5) 事業者が本件契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (6) 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。 (10) 第85条又は第86条の規定によらないで本件契約の解除を申し出たとき。 (11) 事業者（事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者	者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。 (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）。<u>以下「暴力団対策法」という。</u>）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（<u>暴力団対策法</u>第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。 (10) 第85条又は第86条の規定によらないで本件契約の解除を申し出たとき。 (11) 事業者（事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、<u>若しく</u>は関与していると認められるとき。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請	が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 エ 役員等が、暴力団<u>若しく</u>は暴力団員に対して資金等を供給し、<u>若しく</u>は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、<u>又</u>は関与していると認められるとき。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。 <u>ク</u> 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。 <u>ケ</u> 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下、「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令<u>すべて</u>が確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措	契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。 <u>2 市は、事業者が本件契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本件契約の解除をすることができる。</u> <u>(1)</u> 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。 <u>(2)</u> 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令<u>全て</u>が確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			置命令」という。）において、本件契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。 <u>コ</u> 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本件契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 <u>サ</u> 事業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 <u>シ</u> 事業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。	置命令」という。）において、本件契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。 <u>(3)</u> 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間 及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本件契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である 当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 <u>(4)</u> 事業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 <u>(5)</u> 事業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。 <u>3 事業者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。</u>	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
66	30	第84条（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	1 第82条各号又は前条に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、第82条各号又は前条の規定による契約の解除をすることができない。	1 第82条各号又は前条に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、第82条各号又は前条の規定による <u>本性</u> 契約の解除をすることができない。	修正
67	31	第88条（法令等の変更又は不可抗力の場合の解除）	1 本件契約の締結日から事業期間の終了日までの間に、法令等の変更又は不可抗力により次の各号に掲げる事項のうちいずれかに該当することとなった場合には、市は <u>事業者と協議の上</u> 、第97条又は第100条に規定する解除に伴う措置をとることができるものとする。 (1) 第76条に該当する場合 (2) 第80条に該当する場合	1 本件契約の締結日から事業期間の終了日までの間に、法令等の変更又は不可抗力により次の各号に掲げる事項のうちいずれかに該当することとなった場合には、市は、 <u>第98条又は第101条</u> に規定する解除に伴う措置をとることができるものとする。 (1) 第76条に該当する場合 (2) 第80条に該当する場合	修正
68	31	第89条（市の損害賠償請求等）	第89条 <u>（違約金）</u> 1 事業者は、本件契約締結日から引渡日までの間に第82条又は第83条 <u>のいずれか</u> の規定により本件契約が解除された場合に <u>において</u> 、関連公共整備業務及び宅地造成業務費の100分の10に相当する額を <u>違約金として</u> 市の指定する期間内に市へ支払わなければならない。 2 事業者は、引渡日以降に第82条又は第83条 <u>の各号のいずれか</u> の規定により本件契約を解除された場合に <u>において</u> 、解除の日が属する年度の業務の対価として市が支払うことが予定されている維持管理業務費の100分の10に相当する額を <u>違約金として</u> 市の指定する期間内に <u>市へ</u> 支払わなければならない。 3 市は、第1項の場合において、第11条の規定による保証	第89条 <u>（市の損害賠償請求等）</u> 1 事業者は、本件契約締結日から引渡日までの間に第82条又は第83条 <u>第1項</u> の規定により本件契約が解除された場合には <u>は、市に対し、違約金として</u> 、関連公共整備業務及び宅地造成業務費の100分の10に相当する額を市の指定する期間内に市へ支払わなければならない。 2 事業者は、引渡日以降に第82条又は第83条 <u>第1項</u> の規定により本件契約を解除された場合に <u>は、市に対し、違約金として</u> 、解除の日が属する <u>事業</u> 年度の業務の対価として市が支払うことが予定されている維持管理業務費の100分の10に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。 3 市は、第1項の場合において、第11条の規定による保証	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			等は、これをもって違約金に充当する。 4 市は、本件契約に定める支払債務と、第2項の違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。 5 本件契約による違約金の定めは、損害賠償額の予定と解してはならず、市による事業者に対する違約金以上の金額の損害賠償請求を妨げるものではない。	等は、これをもって違約金に充当する。 4 市は、本件契約に定める支払債務と、第2項の違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。 5 本件契約による違約金の定めは、損害賠償額の予定と解してはならず、市による事業者に対する違約金以上の金額の損害賠償請求を妨げるものではない。	
69	31	第90条（談合等不正行為があった場合の市の損害賠償請求等）	第90条 <u>（談合等不正行為があった場合の違約金）</u> <u>1 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、事業者は、市の請求に基づき、本件契約の鑑に記載された契約金額の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期間内に市へ支払わなければならない。</u> <u>（1）公正取引委員会が、当該事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。</u> <u>（2）公正取引委員会が、当該事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。</u>	<u>第90条 （談合等不正行為があった場合の市の損害賠償請求等）</u> <u>1 事業者は、第83条第2項各号のいずれかに該当するときは、市がこの契約を解除するか否かにかかわらず、市に対し、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。事業者がこの契約を履行した後も同様とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、市は、市に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、事業者に対し、その超過分につき賠償を請求することができる。</u> <u>3 前2項の場合において、事業者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、市に対し、賠償金を連帯して支払わなければならない。事業者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。</u>	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分
			<u>(3) 本件契約に関し、事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。</u>		
70	32	第 91 条（事業者の損害賠償請求等）	—	<u>第 91 条（事業者の損害賠償請求等）</u> <u>１ 事業者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの本件契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第 85 条又は第 86 条の規定によりこの本件契約が解除されたとき。</u> <u>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u> ※本条の追加に伴い、以降の条文について、条番号を繰下げしています。	追加
71	32	第 92 条（契約期間の終了以外の事由による本件契約終了時の事務）	１ 市は、本件契約が契約期間の終了以外の事由により終了した場合においては、本件契約が終了した日から 14 日以内に、本施設の現況を検査することができる。検査に要する費用は事業者の負担とする。 ２ 事業者は、本件契約が契約期間の終了以外の事由により終了した場合において、本敷地に事業者又は構成員が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、業務機械器具、仮	１ 市は、本件契約が契約期間の終了以外の事由により終了した場合においては、本件契約が終了した日から 14 日以内に、本施設の現況を検査することができる。検査に要する費用は事業者の負担とする。 ２ 事業者は、本件契約が契約期間の終了以外の事由により終了した場合において、本敷地に事業者又は構成員が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、業務機械器具、仮	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			設物その他の物件（下請負人及び使用人の所有又は管理するこれらの物件を含み、以下「事業者等所有物件」という。）があるときは、当該事業者等所有物件を直ちに撤去し、市の確認を受けなければならない。なお、事業者は、当該撤去に要する費用を負担するものし、本件契約が第81条第2項又は第85条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を市が負担する。 3 市は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に事業者等所有物件を撤去しないときは、事業者に代わって当該物件を処分することができるものとする。この場合においては、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができないものとし、市の処分に要した費用を負担しなければならない。ただし、本件契約が第81条第2項又は第85条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を市が負担するものとする。 4 本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、市は、事業者に対してその修補を請求することができる。市による修補の請求があった場合には、事業者は、速やかに当該修補を行い、当該修補が完了した場合には、速やかにその旨を市に対して通知する。市は、当該通知の受領後14日以内に修補の完了の検査を行う。検査に要する費用は事業者の負担とする。 5 前項の規定にかかわらず、第1項又は前項の規定に基づく検査の終了後1年以内に本施設が要求水準書に示され	設物その他の物件（下請負人及び使用人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下「事業者等所有物件」という。）があるときは、当該事業者等所有物件を直ちに撤去し、市の確認を受けなければならない。なお、事業者は、当該撤去に要する費用を負担するものし、本件契約が第81条第1項又は第85条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を市が負担する。 3 市は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に事業者等所有物件を撤去しないときは、事業者に代わって当該物件を処分することができるものとする。この場合においては、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができないものとし、市の処分に要した費用を負担しなければならない。ただし、本件契約が第81条第1項又は第85条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を市が負担するものとする。 4 本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、市は、事業者に対してその修補を請求することができる。市による修補の請求があった場合には、事業者は、速やかに当該修補を行い、当該修補が完了した場合には、速やかにその旨を市に対して通知する。市は、当該通知の受領後14日以内に修補の完了の検査を行う。検査に要する費用は事業者の負担とする。 5 前項の規定にかかわらず、第1項又は前項の規定に基づく検査の終了後1年以内に本施設が要求水準書に示され	

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			た性能を下回った場合（市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。 6 事業者は、維持管理期間中に本件契約が終了した場合、維持管理業務を<u>すべて</u>終了した上で、業務終了から14日以内に当該時点までに本業務実施の過程で作成された別紙2（提出書類）「【維持管理業務】3 完了時に提出する書類」を市に提出し、市の確認を受けるものとする。 7 事業者は、本件契約が契約期間の終了以外の事由により終了した場合、市又は市の指示する者に本件契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。 8 本件契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、<u>すべて</u>事業者が負担する。	た性能を下回った場合（市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は、<u>自</u>らの費用負担にて修繕を行うものとする。 6 事業者は、維持管理期間中に本件契約が終了した場合、維持管理業務を<u>全て</u>終了した上で、業務終了から14日以内に当該時点までに本業務実施の過程で作成された別紙2（提出書類）「【維持管理業務】3 完了時に提出する書類」を市に提出し、市の確認を受けるものとする。 7 事業者は、本件契約が契約期間の終了以外の事由により終了した場合、市又は市の指示する者に本件契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。 8 本件契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、<u>全て</u>事業者が負担する。	
72	33	第93条（契約期間の終了）	1 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和11年3月31日をもって終了する。	1 本 <u>件</u> 契約は、本 <u>件</u> 契約において別途規定されている場合を除き、令和11年3月31日をもって終了する。	修正
73	33	第94条（保全義務）	1 事業者は、契約解除の通知の日から本契約における第 <u>95</u> 条第1項第2号、第 <u>96</u> 条第1項第2号若しくは第 <u>97</u> 条第1項第2号による引渡し、又は第 <u>91</u> 条第7項による引継ぎ完了の時まで、本施設の出来形部分又は本施設について自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。	1 事業者は、契約解除の通知の日から本 <u>件</u> 契約における第 <u>96</u> 条第1項第2号、第 <u>97</u> 条第1項第2号若しくは第 <u>98</u> 条第1項第2号による引渡し、又は第 <u>92</u> 条第7項による引継ぎ完了の時まで、本施設の出来形部分又は本施設について自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
74	33	第95条（関係書類の提出）	1 事業者は、理由の如何を問わず本件契約が終了したときは、事業者が作成した詳細設計図書等その他市が合理的に要求した本事業に関し事業者が作成した一切の書類及び電子データ（これが記録された媒体を含む。）を、市に対して提出するものとする。 2 市は、本件契約の存続の有無にかかわらず、前項により事業者から提出された詳細設計図書等その他の書類を利用する権利及び権限を有するものとする。	1 事業者は、理由の如何を問わず本件契約が終了したときは、事業者が作成した詳細設計図書等その他市が合理的に要求した本事業に関し事業者が作成した一切の書類及び電子データ（これが記録された媒体を含む。<u>以下同じ。</u>）を、市に対して提出するものとする。 2 市は、本件契約の存続の有無にかかわらず、前項により事業者から提出された詳細設計図書等その他<u>一切</u>の書類<u>及び電子データ</u>を利用する権利及び権限を有するものとする。	修正
75	35	第98条（法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力）	1 市は、本件契約の締結日から引渡日までの間において、第88条の規定により本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>場合において</u>解除した後、建設中の本施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は事業者の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得する。 (3) 市は、前号に従い出来高の所有権を取得し、事業者に対し、当該出来形部分に相応する金額から市が出来高に対し支払済みの金額を控除した額を支払う。 2 市は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）又は別紙4（不可抗力による費用の負担割合）の負担割合により算出した解除に伴う事業者の増加費用を支払う。	1 市は、本件契約の締結日から引渡日までの間において、第88条の規定により本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>解除をした後</u>、建設中の本施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は事業者の負担とする。）、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得する。 (3) 市は、前号に従い出来高の所有権を取得し、事業者に対し、当該出来形部分に相応する金額から市が出来高に対し支払済みの金額を控除した額を支払う。 2 市は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）又は別紙4（不可抗力による費用の負担割合）の負担割合により算出した解除に伴う事業者の増加費用を支払う。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			3 市は前項の支払いをする場合、事業者又は構成員が不可抗力に起因して、第44条に定める保険金を受領する場合は、当該保険金額を前項の支払金額から控除した残額を <u>事業者に対して</u> 支払うことができる。	3 市は、 <u>前項</u> の支払いをする場合、事業者又は構成員が不可抗力に起因して、第44条に定める保険金を受領する場合は、 <u>事業者に対し</u> 、当該保険金額を前項の支払金額から控除した残額を支払うことができる。	
76	35	第99条（事業者の事由による契約解除の効力）	1 市は、引渡日以降において、第82条又は第83条の規定により本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>場合において</u>、本件契約解除時点における履行済みの業務の未払額を<u>事業者の請求に基づき</u>支払う。 2 前項の場合において、市の事業者に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本件契約の解除に伴い市に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。	1 市は、引渡日以降において、第82条又は第83条の規定により本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>解除をした後、事業者の請求に基づき</u>、本件契約解除時点における履行済みの業務の未払額を支払う。 2 前項の場合において、市の事業者に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本件契約の解除に伴い市に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。	修正
77	35	第100条（市の事由による契約解除の効力）	1 事業者<u>が</u>、引渡日以降において、第85条又は第86条の規定により本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 事業者は、市に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>場合において</u>、本件契約解除時点における履行済みの維持管理業務費及び企業誘致支援業務費の未払額を<u>事業者の請求に基づき</u>支払う。	1 事業者<u>は</u>、引渡日以降において、第85条又は第86条の規定により本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 事業者は、市に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>解除をした後、事業者の請求に基づき</u>、本件契約解除時点における履行済みの維持管理業務費及び企業誘致支援業務費の未払額を支払う。	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			2 市が、引渡日以降において、第81条第1項の規定により市が政策変更等の理由で本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、本件契約解除時点における履行済みの業務の未払額を<u>事業者の請求に基づき</u>支払う。 3 <u>第1項及び</u>前項の場合において、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本件契約の解除に伴い事業者が発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。	2 市が、引渡日以降において、第81条第1項の規定により市が政策変更等の理由で本件契約を解除する場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、<u>事業者の請求に基づき</u>、本件契約解除時点における履行済みの業務の未払額を支払う。 3 前<u>2</u>項の場合において、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本件契約の解除に伴い事業者が発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。	
78	36	第101条(法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)	1 市は、引渡日以降において、第88条の規定により本件契約を解除できる場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>場合において</u>、本件契約解除時点における履行済みの業務の未払額を<u>事業者の請求に基づき</u>支払う。 2 市は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）又は別紙4（不可抗力による費用の負担割合）の負担割合により算出した解除に伴う事業者の増加費用を支払う。 3 市は前項の支払いをする場合に、事業者又は構成員が不可抗力に起因して、第61条の保険金を受領する<u>場合</u>は、当該保険金額を前項の支払金額から控除した金額を<u>事業</u>	1 市は、引渡日以降において、第88条の規定により本件契約を解除できる場合は、次の各号に定める措置をとる。 (1) 市は、事業者に対して本件契約を解除する旨を通知し、本件契約を解除する。 (2) 市は、前号の<u>解除をした後、事業者の請求に基づき</u>、本件契約解除時点における履行済みの業務の未払額を事業者の請求に基づき支払う。 2 市は、別紙3（法令等の変更による費用の負担割合）又は別紙4（不可抗力による費用の負担割合）の負担割合により算出した解除に伴う事業者の増加費用を支払う。 3 市は、<u>前項の支払いをする場合に</u>、事業者又は構成員が不可抗力に起因して、第61条の保険金を受領する<u>ときは、事業者に対し</u>、当該保険金額を前項の支払金額から控除し	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和3年4月】	新（変更後） 【令和3年7月2日 修正版】	区分
			<u>者に対して</u> 支払うことができる。	た金額を支払うことができる。	
79	36	第102条(秘密の保持)	1 市及び事業者は、本件契約の内容、本件契約に関する協議の内容並びに本事業に関して本契約の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本件契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本件契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、<u>市若しくは事業者が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は市若しくは事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関等に対し、本件契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合</u>はこの限りでない。 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されない。 (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本件契約上の義務違反によることなく公知となった情報 (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に適法に保有し	1 市及び事業者は、本件契約の内容、本件契約に関する協議の内容並びに本事業に関して本<u>件</u>契約の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本件契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本件契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、</u>この限りでない。 <u>(1) 市又は事業者が司法手続又は法令等に基づき開示する場合</u> <u>(2) 市又は事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザー、本事業に融資等を行う金融機関その他の第三者に対し、本件契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合</u> 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されない。 (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本件契約上の義務違反によることなく公知となった情報 (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に適法に保有し	修正

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																																																																																								
			ていた情報 (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報	ていた情報 (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報																																																																																									
80	一	別紙１ 事業日程	事業契約締結の日 市議会の議決があった日 本施設の引渡し予定日 令和９年３月３１日 維持管理業務の開始の日 令和９年４月１日 契約期間の満了の日 令和１１年３月３１日	事業契約締結の日 市議会の議決があった日 <u>指定部分の引渡し予定日</u> <u>令和８年３月３１日</u> 本施設の引渡し予定日 令和９年３月３１日 維持管理業務の開始の日 令和９年４月１日 契約期間の満了の日 令和１１年３月３１日	追加																																																																																								
81	一	別紙２ 提出書類	省略 【設計業務】 省略 ２ 完了時に提出する書類 <table><tr><td>No.</td><td>書類名称</td><td>部数</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>設計業務完了届</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>設計報告書</td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>数量計算書</td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>設計図（Ａ１判）</td><td><u>1</u></td><td>・必要に応じサイズの変更を行う</td></tr><tr><td>5</td><td>設計図（Ａ３判）</td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>各種許認可等申請書類</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>要求水準書チェックリスト※</td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>施工費合意書（変更）</td><td>1</td><td>・変更根拠資料含む</td></tr><tr><td>8</td><td>上記電子データ</td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>その他必要な資料</td><td>指示</td><td>・許認可資料等含む</td></tr></table>	No.	書類名称	部数	備考	1	設計業務完了届	1		2	設計報告書	<u>1</u>		3	数量計算書	<u>1</u>		4	設計図（Ａ１判）	<u>1</u>	・必要に応じサイズの変更を行う	5	設計図（Ａ３判）	<u>1</u>		6	各種許認可等申請書類	1		7	要求水準書チェックリスト※	<u>1</u>		8	施工費合意書（変更）	1	・変更根拠資料含む	8	上記電子データ	<u>1</u>		9	その他必要な資料	指示	・許認可資料等含む	省略 【設計業務】 省略 ２ 完了時に提出する書類 <table><tr><td>No.</td><td>書類名称</td><td>部数</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>設計業務完了届</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>設計報告書</td><td><u>3</u></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>数量計算書</td><td><u>3</u></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>設計図（Ａ１判）</td><td><u>3</u></td><td>・必要に応じサイズの変更を行う</td></tr><tr><td>5</td><td>設計図（Ａ３判）</td><td><u>3</u></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>各種許認可等申請書類</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>要求水準書チェックリスト※</td><td><u>3</u></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>施工費合意書（変更）</td><td>1</td><td>・変更根拠資料含む</td></tr><tr><td>8</td><td>上記電子データ</td><td><u>3</u></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>その他必要な資料</td><td>指示</td><td>・許認可資料等含む</td></tr></table>	No.	書類名称	部数	備考	1	設計業務完了届	1		2	設計報告書	<u>3</u>		3	数量計算書	<u>3</u>		4	設計図（Ａ１判）	<u>3</u>	・必要に応じサイズの変更を行う	5	設計図（Ａ３判）	<u>3</u>		6	各種許認可等申請書類	1		7	要求水準書チェックリスト※	<u>3</u>		8	施工費合意書（変更）	1	・変更根拠資料含む	8	上記電子データ	<u>3</u>		9	その他必要な資料	指示	・許認可資料等含む	修正
No.	書類名称	部数	備考																																																																																										
1	設計業務完了届	1																																																																																											
2	設計報告書	<u>1</u>																																																																																											
3	数量計算書	<u>1</u>																																																																																											
4	設計図（Ａ１判）	<u>1</u>	・必要に応じサイズの変更を行う																																																																																										
5	設計図（Ａ３判）	<u>1</u>																																																																																											
6	各種許認可等申請書類	1																																																																																											
7	要求水準書チェックリスト※	<u>1</u>																																																																																											
8	施工費合意書（変更）	1	・変更根拠資料含む																																																																																										
8	上記電子データ	<u>1</u>																																																																																											
9	その他必要な資料	指示	・許認可資料等含む																																																																																										
No.	書類名称	部数	備考																																																																																										
1	設計業務完了届	1																																																																																											
2	設計報告書	<u>3</u>																																																																																											
3	数量計算書	<u>3</u>																																																																																											
4	設計図（Ａ１判）	<u>3</u>	・必要に応じサイズの変更を行う																																																																																										
5	設計図（Ａ３判）	<u>3</u>																																																																																											
6	各種許認可等申請書類	1																																																																																											
7	要求水準書チェックリスト※	<u>3</u>																																																																																											
8	施工費合意書（変更）	1	・変更根拠資料含む																																																																																										
8	上記電子データ	<u>3</u>																																																																																											
9	その他必要な資料	指示	・許認可資料等含む																																																																																										

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日 修正版】	区分																																				
			【施工業務】 省略 3 工事完成時に提出する書類 <table><tr><td>No.</td><td>書類名称</td><td>部数</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>工事完成届</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td></td><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>11</u></td><td>その他必要な資料</td><td>指示</td><td></td></tr></table> 省略	No.	書類名称	部数	備考	1	工事完成届	1			省略			<u>11</u>	その他必要な資料	指示		【施工業務】 省略 3 工事完成時に提出する書類 <table><tr><td>No.</td><td>書類名称</td><td>部数</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>工事完成届</td><td>1</td><td><u>・指定部分の引渡しの際は、指定部分完成届</u></td></tr><tr><td></td><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>11</u></td><td><u>水道施設工に関する完成図等</u></td><td><u>2</u></td><td><u>・要求水準書 第22(2) ②ア(イ)に規定する完成図等</u></td></tr><tr><td><u>12</u></td><td>その他必要な資料</td><td>指示</td><td></td></tr></table> <u>※指定部分の引渡しの際は、指定部分に係る書類を提出すること。</u> 省略	No.	書類名称	部数	備考	1	工事完成届	1	<u>・指定部分の引渡しの際は、指定部分完成届</u>		省略			<u>11</u>	<u>水道施設工に関する完成図等</u>	<u>2</u>	<u>・要求水準書 第22(2) ②ア(イ)に規定する完成図等</u>	<u>12</u>	その他必要な資料	指示		
No.	書類名称	部数	備考																																						
1	工事完成届	1																																							
	省略																																								
<u>11</u>	その他必要な資料	指示																																							
No.	書類名称	部数	備考																																						
1	工事完成届	1	<u>・指定部分の引渡しの際は、指定部分完成届</u>																																						
	省略																																								
<u>11</u>	<u>水道施設工に関する完成図等</u>	<u>2</u>	<u>・要求水準書 第22(2) ②ア(イ)に規定する完成図等</u>																																						
<u>12</u>	その他必要な資料	指示																																							
82	－	別紙 5 事業者 が付す保険等	ウ 付保条件 ・担保範囲は、本施設の全てとする。 ・保険期間は、工事期間の全期間とする。 ・保険契約者は、事業者又は施工業務を行う構成員とする。 ・被保険者は、市及び事業者、施工業務を行う構成員並びにその全ての下請負人等を含むものとする。 ・保険金額は、本施設の工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 ・保険の契約日は、工事の着手日以前とする。 ・水災、雪災害、 <u>地震、津波、噴火</u> 担保とする。	ウ 付保条件 ・担保範囲は、本施設の全てとする。 ・保険期間は、工事期間の全期間とする。 ・保険契約者は、事業者又は施工業務を行う構成員とする。 ・被保険者は、市及び事業者、施工業務を行う構成員並びにその全ての下請負人等を含むものとする。 ・保険金額は、本施設の工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 ・保険の契約日は、工事の着手日以前とする。 ・水災、雪災害担保とする。	修正																																				

通 番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和３年４月】	新（変更後） 【令和３年７月２日　修正版】	区分																								
83	－	別紙６　サービ ス対価の内訳	<table><tr><th>サービス対価</th><th>金額（税抜）</th></tr><tr><td>関連公共整備業務及び宅地造成業務費</td><td>円</td></tr><tr><td>維持管理業務費</td><td>円</td></tr><tr><td>企業誘致支援業務費</td><td>円</td></tr></table>	サービス対価	金額（税抜）	関連公共整備業務及び宅地造成業務費	円	維持管理業務費	円	企業誘致支援業務費	円	<table><tr><th>サービス対価</th><th>金額（税抜）</th></tr><tr><td>関連公共整備業務 及び宅地造成業務費</td><td>円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u></td></tr><tr><td><u>うち性能発注分</u></td><td>円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u></td></tr><tr><td><u>うち指定部分（造成協 力地）に係る額</u></td><td>円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u></td></tr><tr><td><u>うち仕様発注分</u></td><td>円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u></td></tr><tr><td><u>うち指定部分（東名跨 道橋）に係る額</u></td><td>円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u></td></tr><tr><td>維持管理業務費</td><td>円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u></td></tr><tr><td>企業誘致支援業務費</td><td>円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u></td></tr></table>	サービス対価	金額（税抜）	関連公共整備業務 及び宅地造成業務費	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>	<u>うち性能発注分</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>	<u>うち指定部分（造成協 力地）に係る額</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>	<u>うち仕様発注分</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>	<u>うち指定部分（東名跨 道橋）に係る額</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>	維持管理業務費	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>	企業誘致支援業務費	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>	修正
サービス対価	金額（税抜）																												
関連公共整備業務及び宅地造成業務費	円																												
維持管理業務費	円																												
企業誘致支援業務費	円																												
サービス対価	金額（税抜）																												
関連公共整備業務 及び宅地造成業務費	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>																												
<u>うち性能発注分</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>																												
<u>うち指定部分（造成協 力地）に係る額</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>																												
<u>うち仕様発注分</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>																												
<u>うち指定部分（東名跨 道橋）に係る額</u>	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>																												
維持管理業務費	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>																												
企業誘致支援業務費	円 <u>（うち消費税及び地方消費税の額　円）</u>																												
84	－	別紙７　債務負 担行為に係る支 払額の上限額	－	※<u>提案書類に基づいて記載します</u> <table><tr><th><u>年度</u></th><th><u>上限額</u></th></tr><tr><td><u>令和４年度</u></td><td>円</td></tr><tr><td><u>令和５年度</u></td><td>円</td></tr><tr><td><u>令和６年度</u></td><td>円</td></tr><tr><td><u>令和７年度</u></td><td>円</td></tr><tr><td><u>令和８年度</u></td><td>円</td></tr><tr><td><u>令和９年度</u></td><td>円</td></tr><tr><td><u>令和１０年度</u></td><td>円</td></tr></table>	<u>年度</u>	<u>上限額</u>	<u>令和４年度</u>	円	<u>令和５年度</u>	円	<u>令和６年度</u>	円	<u>令和７年度</u>	円	<u>令和８年度</u>	円	<u>令和９年度</u>	円	<u>令和１０年度</u>	円	追加								
<u>年度</u>	<u>上限額</u>																												
<u>令和４年度</u>	円																												
<u>令和５年度</u>	円																												
<u>令和６年度</u>	円																												
<u>令和７年度</u>	円																												
<u>令和８年度</u>	円																												
<u>令和９年度</u>	円																												
<u>令和１０年度</u>	円																												